



**第2期
青梅市
子ども・子育て支援事業計画**

～次代を担う子どもをみんなで育むまち～

令和2年3月
青 梅 市

はじめに

近年、急速な少子化による家族形態の変化や地域コミュニティ意識の希薄化などにより、子育てにおける不安や孤立感が増加するとともに、女性の就労意欲の向上等の理由から女性の就労者は増え続けるなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化をしております。



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者一人ひとりの幸せにつながり、社会の発展に欠かすことができません。

こうした中、本市では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「青梅市次世代育成支援地域行動計画」、平成 22 年に「青梅市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定いたしました。また、平成 26 年には「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や幼児教育・保育の充実を図り、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを推進してまいりました。

このたび、現行の「青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、子どもや子育て世代を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の事業計画を検証し、令和2年度を初年度とする5年間の「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、第6次青梅市総合長期計画の施策である「次代を担う子どもをみんなに育むまち」の実現に向けて事業を推進してまいります。

最後に、この計画の策定に当たり御尽力いただきました、「青梅市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

青梅市長 浜中啓一

「子どもの権利条約」について

子どもは生まれてきた時、すでに「権利」をもっています。その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、わが国でも平成6年にこの条約が批准されました。

この条約では、「子どもの最善の利益」を保証する国や大人の責任を定めるとともに、守るべき子どもの4つの基本理念「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を基に、子どもの権利を守ることが位置づけられています。

本計画を策定するにあたっては、子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の利益を第一に考え、子どもの権利条約の精神を尊重し、全ての子どもの権利が最大限に尊重されるよう、「子どもの権利」を守る考え方を尊重します。

「子どもの権利条約」の4つの柱

①生きる権利

- ・健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っている

②育つ権利

- ・教育を受けること、休んだり遊んだりできること
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること

③守られる権利

- ・あらゆる種類の差別や虐待、搾取などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られる権利をもつこと

④参加する権利

- ・自分に関係のあることについて、自由に意見を言えること
- ・ルールを守って、グループを作ったり自由な活動を行ったりできること

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	5
1 計画策定の背景.....	5
2 計画策定の趣旨.....	7
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画の対象年齢.....	10
5 計画の期間.....	11
6 計画の策定体制.....	11
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	15
1 青梅市の状況.....	15
2 ニーズ調査結果からみえる現状.....	30
3 ニーズ調査結果からの課題.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本方針.....	47
2 計画の性格.....	49
3 計画の構成.....	50
第2部 子ども・子育て支援のための事業	51
第1章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	55
1 制度の全体像.....	55
2 制度の事業体系.....	56
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	61
4 教育・保育の提供区域.....	64
5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項 ..	67
6 施設型給付.....	68
7 地域型保育給付.....	74
8 相談支援.....	78
9 訪問系事業.....	81
10 通所系事業.....	83
11 その他事業.....	102
第2章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開	107
1 子どもが伸びやかに育つまちづくり.....	107
(1) 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり.....	107
(2) 「生きる力」を育む教育の推進.....	109
(3) 子どもの人権の尊重.....	111
(4) 子どもの地域での活動を応援するまちづくり.....	113
(5) 子どもの健全な成長への支援.....	114

2	子育ての喜びを感じられるまちづくり	115
	(1) 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり	115
	(2) 地域・世代間交流を進めるまちづくり	116
	(3) 地域の子育ての場とネットワークづくり	117
3	全ての子育て家庭を支援する地域づくり	118
	(1) 子育て相談・情報提供体制の充実	118
	(2) 子育て支援サービスの充実	119
	(3) 地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化	119
	(4) 施設職員に対する支援	120
	(5) 放課後等の居場所づくりへの支援	120
4	働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	121
	(1) 教育・保育サービスの充実	121
	(2) 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	121
	(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立	122
	(4) 子育て世代の保護者負担の軽減	123
5	保護者と子の健康づくり	124
	(1) 保健・医療体制の充実	124
	(2) 保護者と子の健康づくり支援の充実	124
	(3) 思春期保健対策の推進	125
6	支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	126
	(1) 子どもの虐待防止の取組の充実	126
	(2) ひとり親家庭等の自立支援	126
	(3) 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実	126
	(4) 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援	128

第3部 計画の推進体制

1	計画の推進	135
2	それぞれの分野での役割	135
3	計画の進行管理	138

資料編

139



第1部 総論

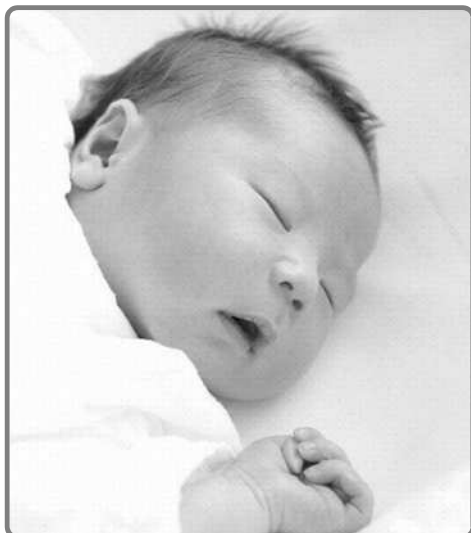


第 1 章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、モノをインターネットでつなぐ技術（IoT）ロボット、人工知能（AI）といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

しかしながら、子育て期の25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする全ての子ども・家庭が保育所等を利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、本市においては、東部地域とそれ以外の地域とでは幼年人口が大きく異なり、一部の子ども・子育て支援施策について実施地域の偏在が見られます。特に保育所入所において、東部地域の一部には待機児問題がある一方、西部地域においては定員割

れ対策が必要となっております。本市においては、これらの問題を解決するための組織として「青梅市保育対策検討委員会」を立ち上げ、議論を進めております。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

さらに、子ども貧困対策においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定にもとづき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。子どもの貧困対策に関する大綱では、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策として（1）教育の支援、（2）生活の支援、（3）保護者に対する就労の支援、（4）経済的支援といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げ、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するとしています。

2 計画策定の趣旨

本市においては、「子ども・子育て支援法」にもとづき、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このような中、平成25年度に策定した「第6次青梅市総合長期計画」では、まちの将来像「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅-ゆめ・うめ・おうめ-」の実現に向けて、3つの基本理念のもと、10の基本方向を柱として、計画的にまちづくりを進めます。

基本方向の一つとして「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を掲げ、子どもたちが道徳心や学力・体力を育み、郷土を愛する創造性豊かな人間として成長できるよう、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした地域に根ざした教育の充実、推進を図っています。

また、本市では、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や保育を充実させるとともに、幼児教育を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めています。

この度、現行の「青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項にもとづく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画の策定に当たっては、「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく、子どもの貧困対策に関する施策を包含し、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

凡例表記について

本計画では、第2部、第2章の子ども・子育て支援施策の具体的な展開（P107～）において、各事業が「次世代育成支援法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」によるいずれの計画にもとづいているかを明確にするため下記の凡例にて示しています。

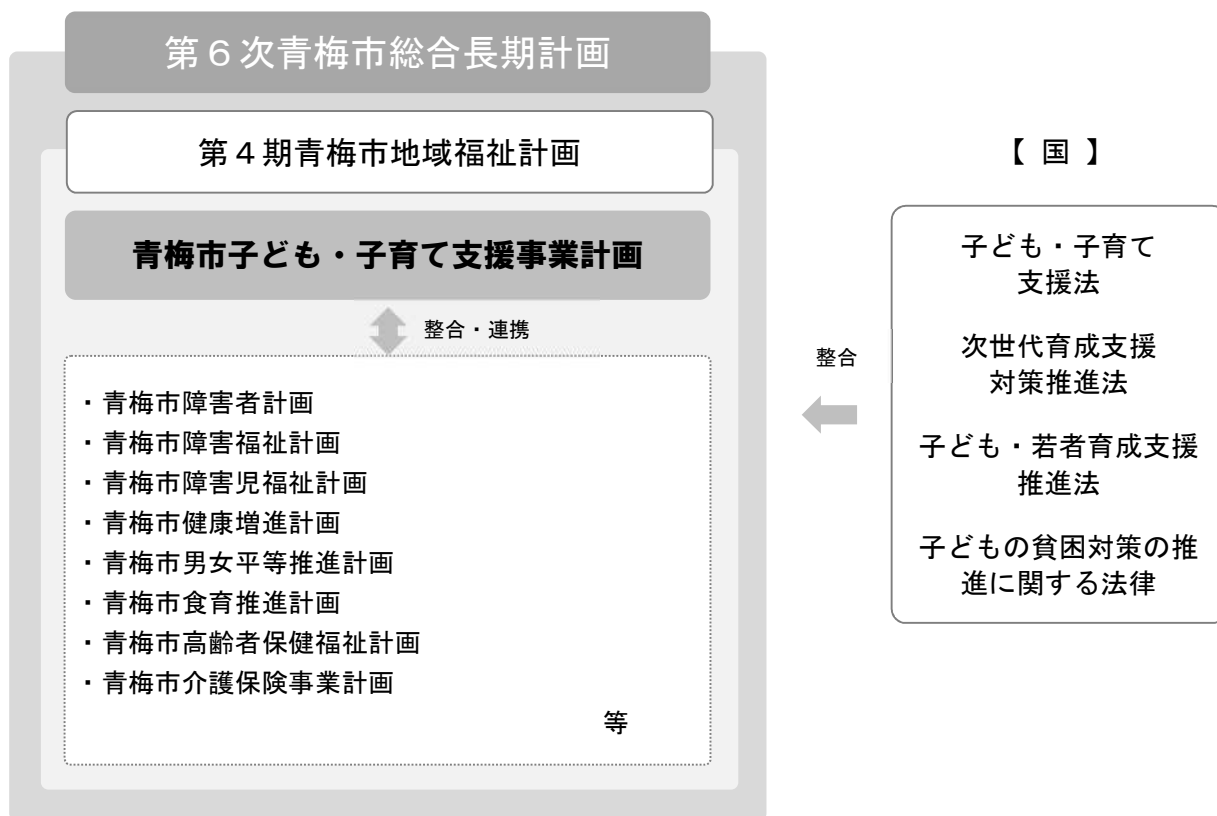
【次世代】：青梅市次世代育成支援地域行動計画から継承する事業

【子・若】：青梅市子ども・若者計画

【貧困対策】：青梅市子どもの貧困対策計画

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定するとともに、第6次青梅市総合長期計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

【 上位計画、関連法との関係 】

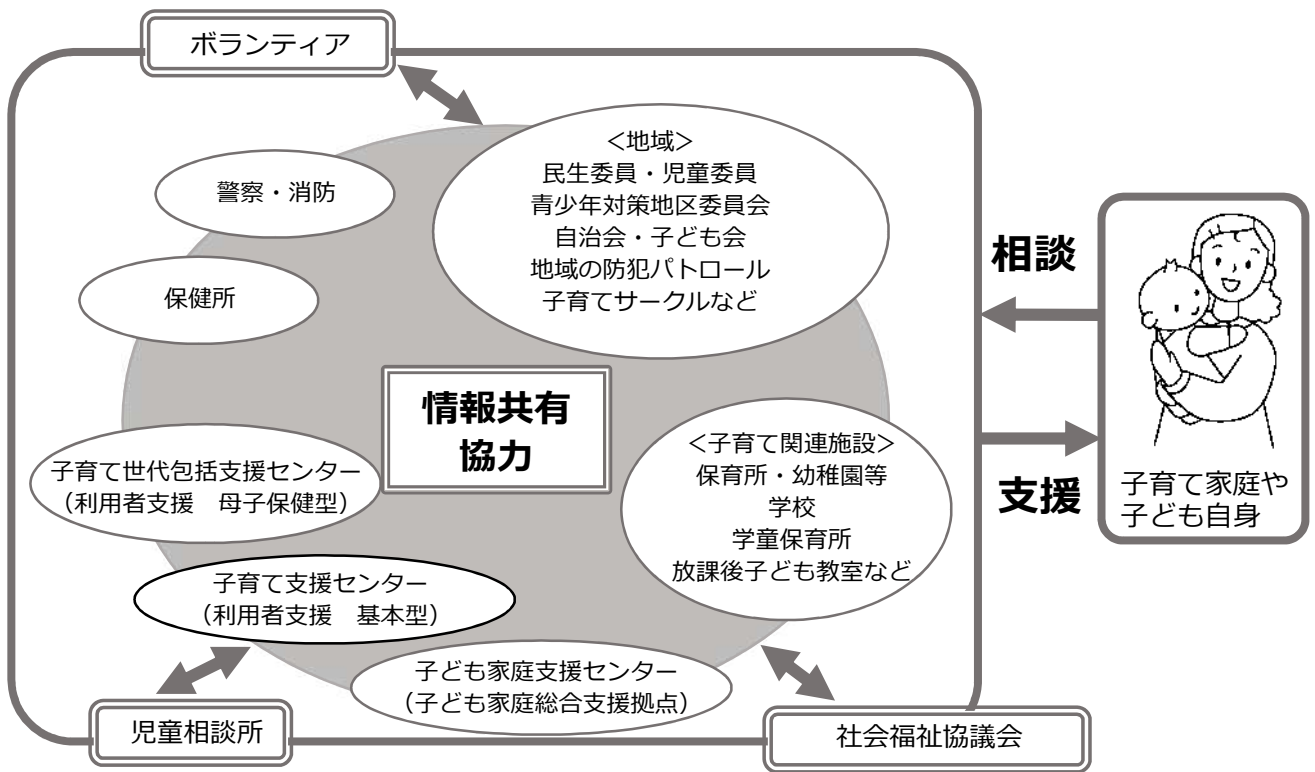


計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要不可欠です。

市では、平成30年1月から「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応しています。子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターおよび各関係機関が連携し、必要な情報共有を図ることで切れ目のない支援を行います。

また、働きながら結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、仕事と子育てが両立できる雇用環境を推進する「青梅市特定事業主行動計画」と連携を図ります。

【 関係機関との連携 】



4 計画の対象年齢

各計画の対象年齢は、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」は0～18歳、「青梅市子ども・若者計画」は0～39歳、「青梅市貧困対策計画」は0～18歳です。

0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21～39歳
青梅市子ども・子育て支援事業計画											
青梅市子ども・若者計画											
青梅市子どもの貧困対策計画											

5 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画				

6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。(①調査対象 ②調査期間・方法 ③回収状況)

① 調査対象

- ・青梅市在住の就学前の子どもの保護者の方 1,500名
- ・青梅市在住の就学児童（6年生まで）の保護者の方 1,500名

② 調査期間

平成30年8月10日から平成30年8月31日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	611通	40.7%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	604通	40.3%

(2) 青梅市子ども・子育て会議による審議

青梅市では、計画の策定に当たって、子育て世代の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する青梅市子ども・子育て会議へ諮問しました。青梅市子ども・子育て会議において本計画の内容について保護者、学識経験者、事業者などの幅広い立場や視点で協議を行い、市への答申を受けて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する意見を聴取しました。

① 実施期間

令和元年11月15日（金）から29日（金）までの15日間

② 閲覧場所

市ホームページ、市民センター、中央図書館、子育て支援センター、障がい者サポートセンター、市役所2階行政情報コーナー、子育て推進課

③ 意見提出方法

閲覧場所に備え付けまたは市のホームページからダウンロードした用紙へ、意見および必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参する。

④ 周知方法

市ホームページ、広報おうめ（11月15日号）

⑤ 意見提出者数：1名（4件）



第2章

子ども・子育てを 取り巻く状況

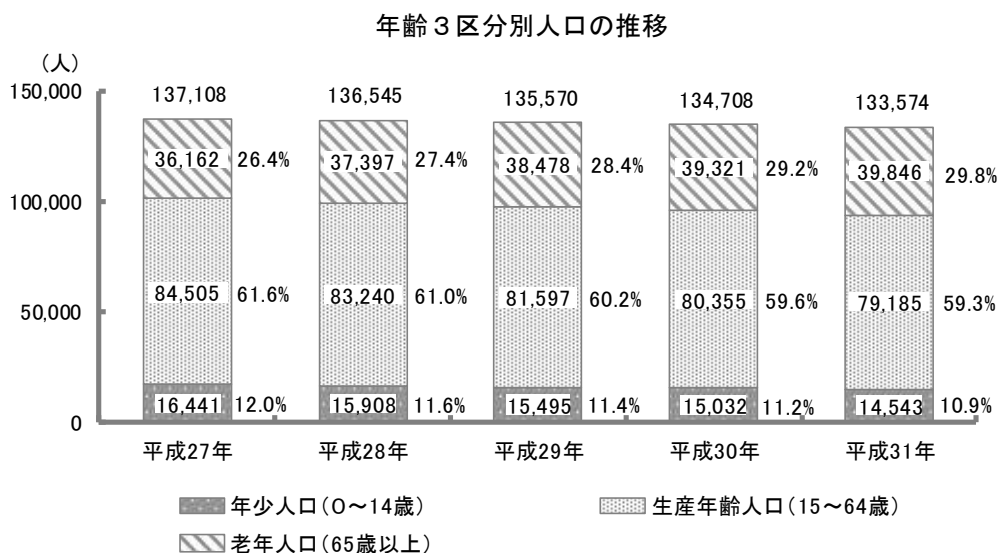
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 青梅市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

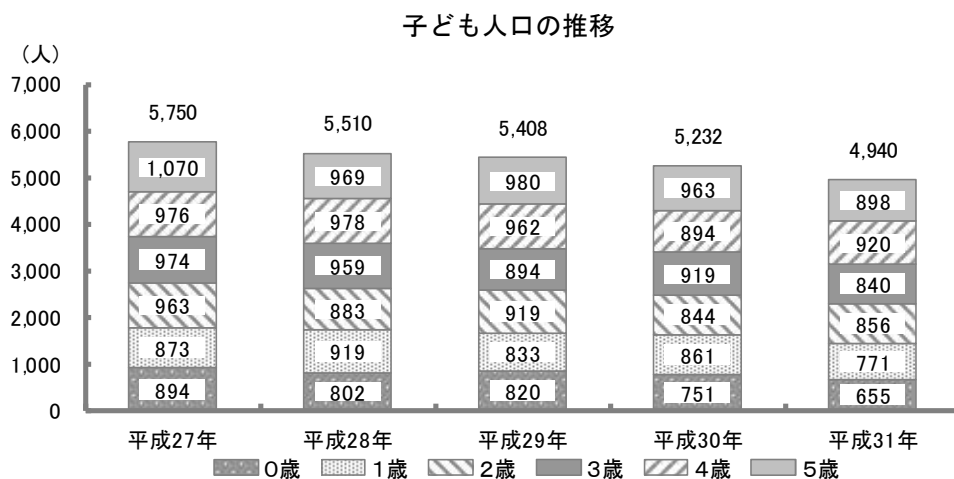
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で133,574人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

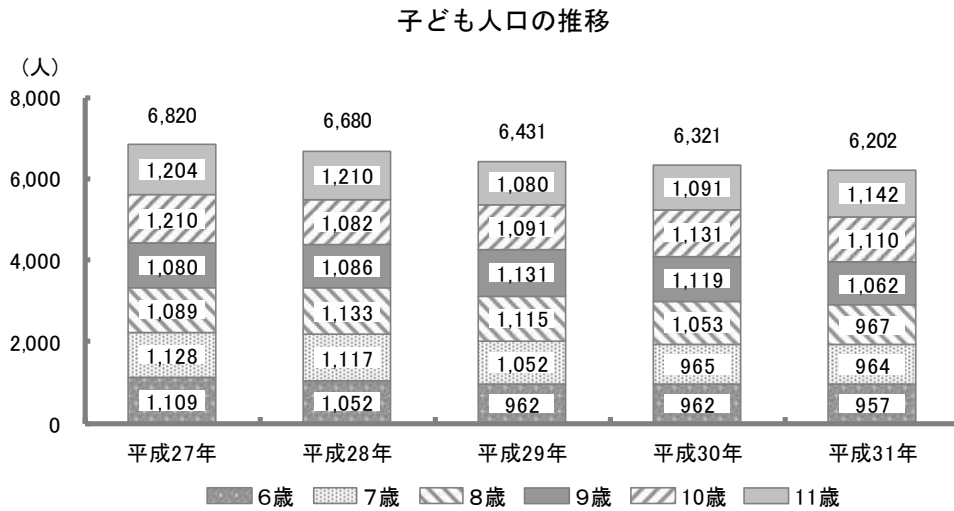
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,940人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で6,202人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

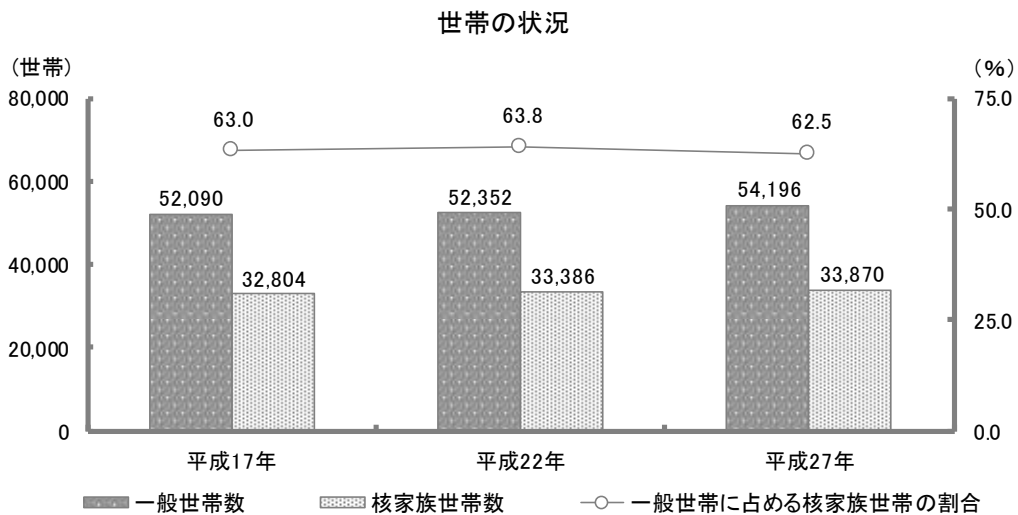


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

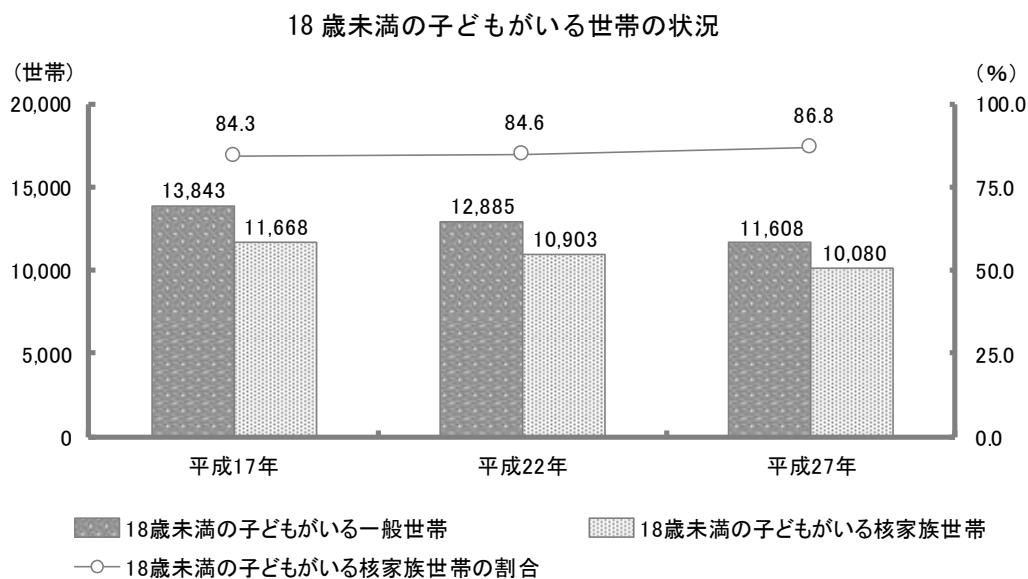
本市の核家族世帯数は平成17年と比べて、平成27年では33,870世帯と約1,000世帯増加しています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

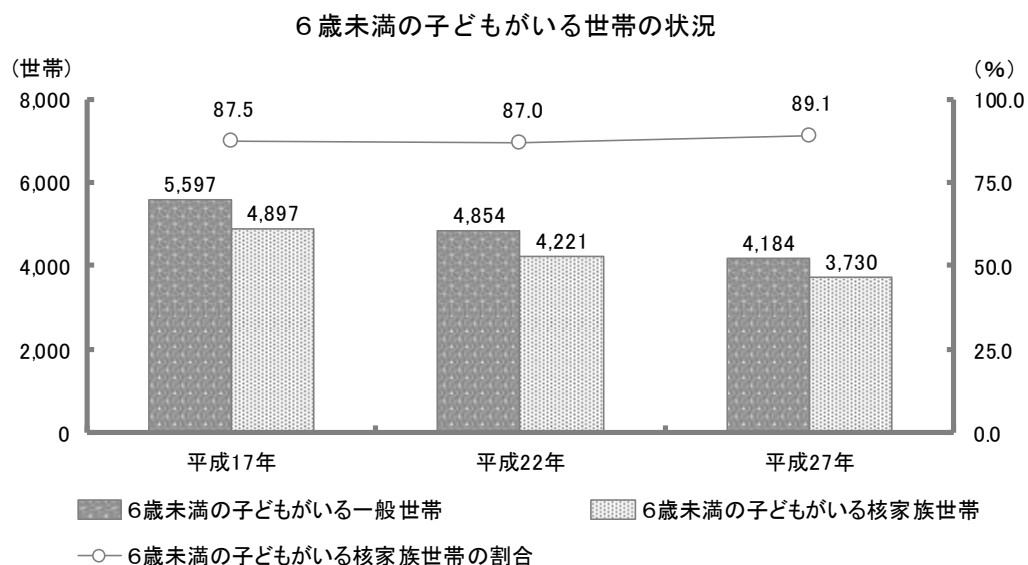
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年と比べて、平成27年では11,608世帯と約2,200世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も平成17年と比べて、平成27年の世帯数が減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

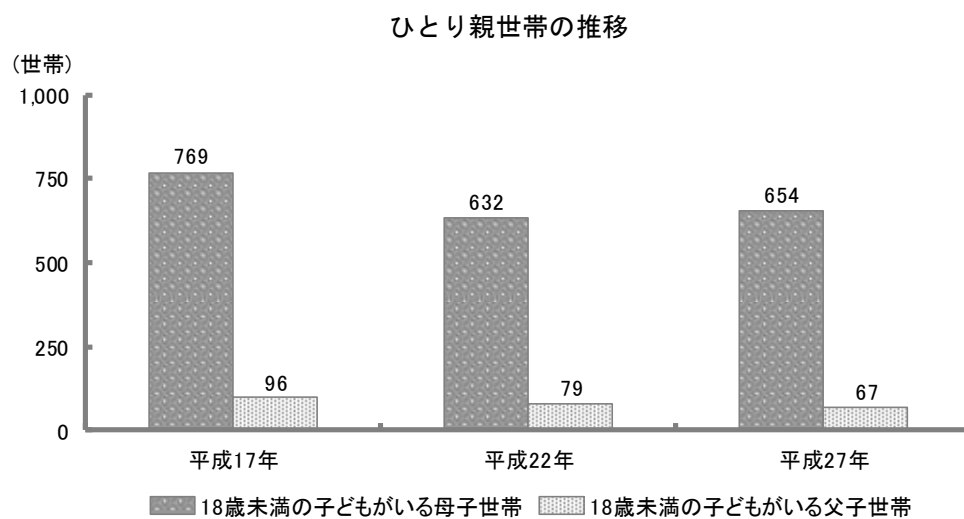
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年と比べて、平成27年では4,184世帯と約1,400世帯減少しています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も平成17年と比べ平成27年は減少していますが、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年以降増加しており、平成27年で654世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年と比べて、平成27年の世帯数は減少しています。



資料：国勢調査

⑤ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯（33,870世帯）は、総世帯数（54,196世帯）の62.5%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の49.5%が「夫婦と子ども」の世帯、16.0%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

世帯の家族類型の推移

単位：世帯

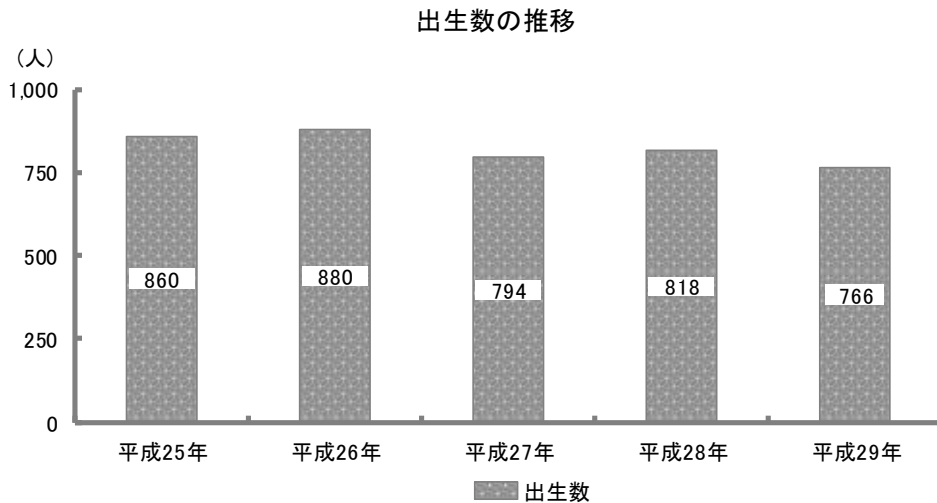
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	
					6歳未満親族のいる世帯（再掲）	18歳未満親族のいる世帯（再掲）
総数	49,180	52,090	52,352	54,196	4,184	11,608
A 親族世帯	36,670	37,356	37,581	37,469	4,154	11,533
I 核家族世帯	31,796	32,804	33,386	33,870	3,730	10,080
(1)夫婦のみ	8,564	9,606	10,740	11,678		
(2)夫婦と子ども	19,526	18,839	17,683	16,771	3,467	8,660
(3)男親と子ども	663	749	886	915	17	149
(4)女親と子ども	3,043	3,610	4,077	4,506	246	1,271
II その他の親族世帯	4,874	4,552	4,195	3,599	424	1,453
(5)夫婦と両親	169	152	129	106		
(6)夫婦とひとり親	442	510	490	426		
(7)夫婦、子どもと両親	1,027	839	704	506	109	357
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,935	1,672	1,410	1,047	117	479
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	80	101	92	114	6	26
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	281	322	396	368	73	255
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	75	54	56	43	1	6
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	249	208	165	120	55	91
(13)兄弟姉妹のみ	243	270	306	361		4
(14)他に分類されない親族世帯	373	424	447	508	63	235
B 非親族世帯	202	263	437	557	30	71
C 単独世帯	12,308	14,471	14,333	16,166		4

資料：国勢調査

(3) 出生の状況

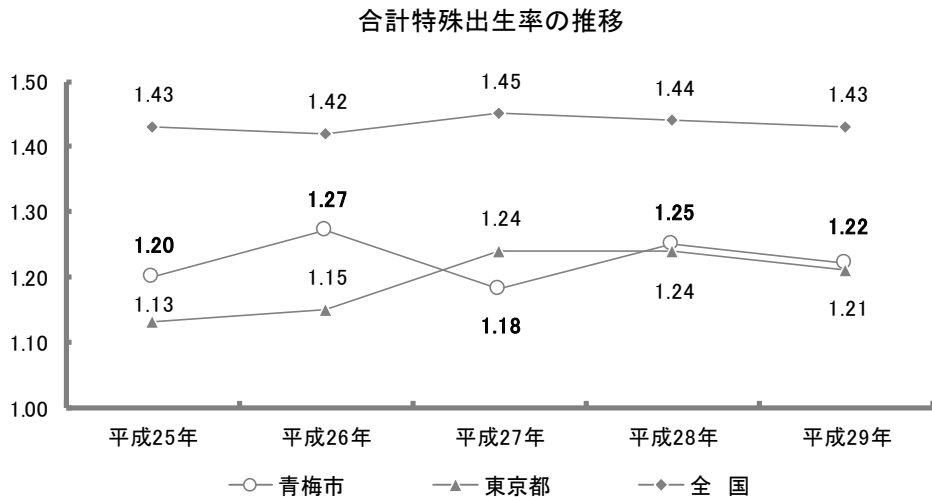
① 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返していますが、平成29年で766人と過去5年間で約1割減少しています。



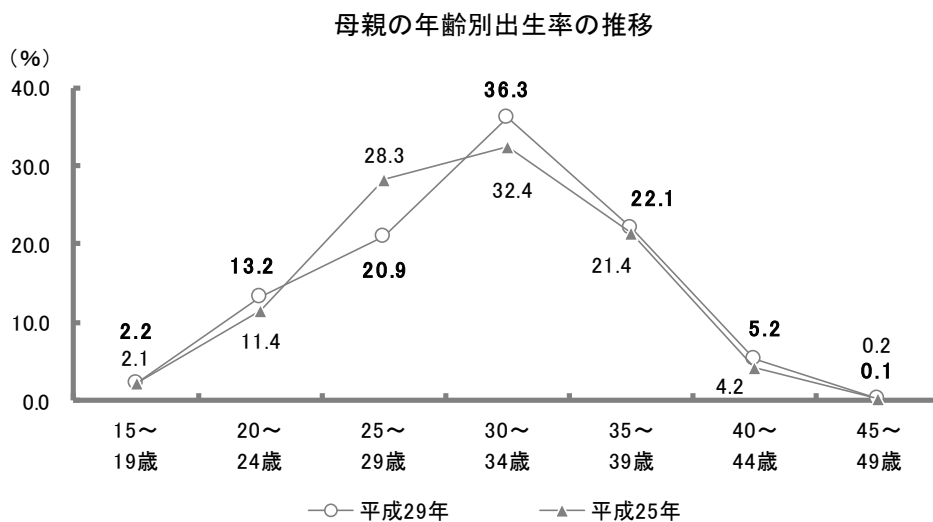
② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.22となっています。また、全国と比較すると低い値で推移していますが、都の平均と比較すると若干高い値となっています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

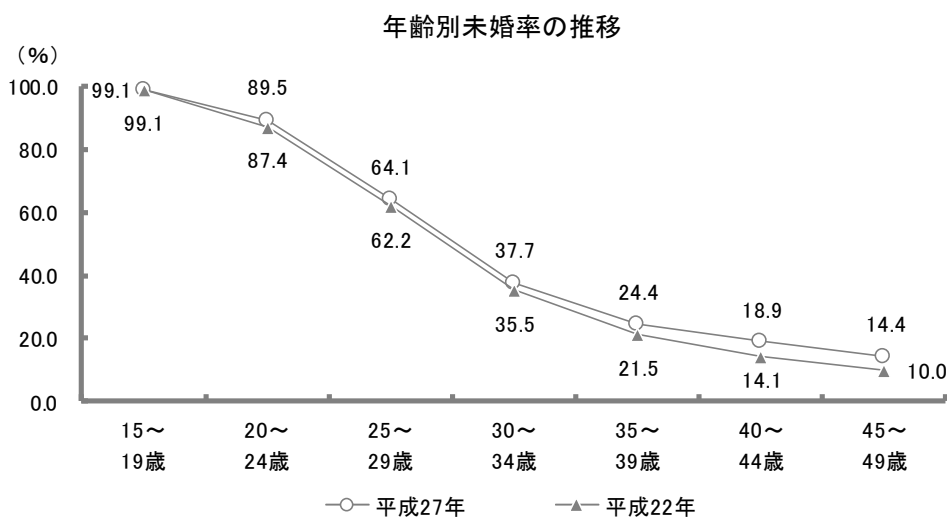
本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成25年に比べ平成29年で、25～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

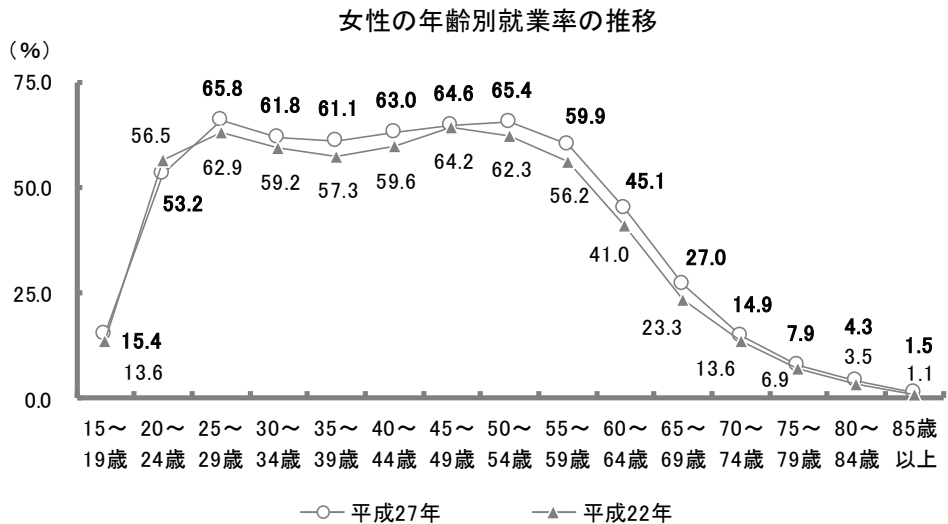
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

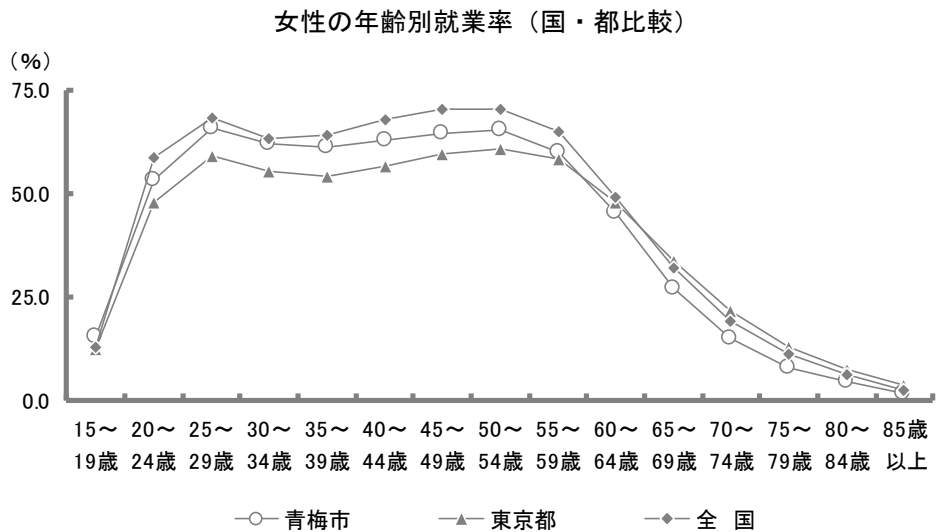
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・都比較）

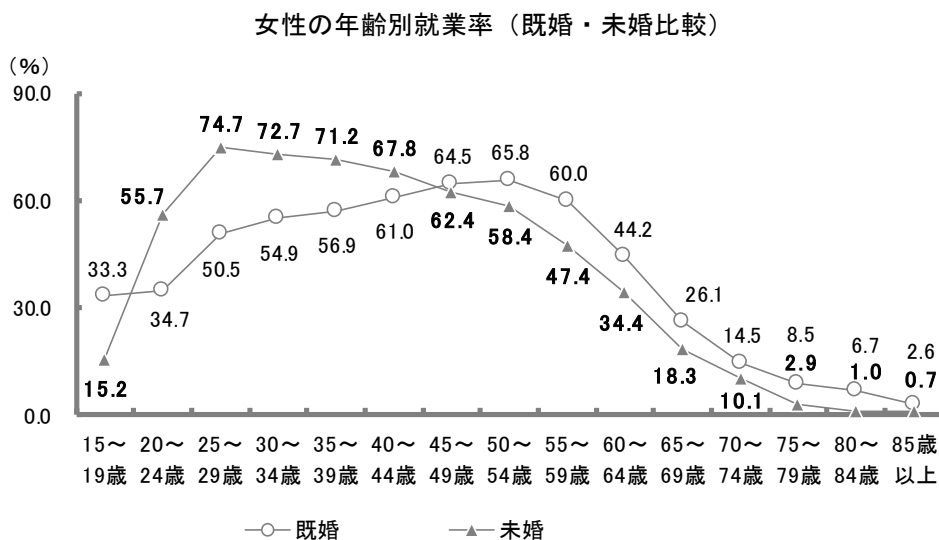
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、各年代で全国より低いものの、59歳以下では東京都より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

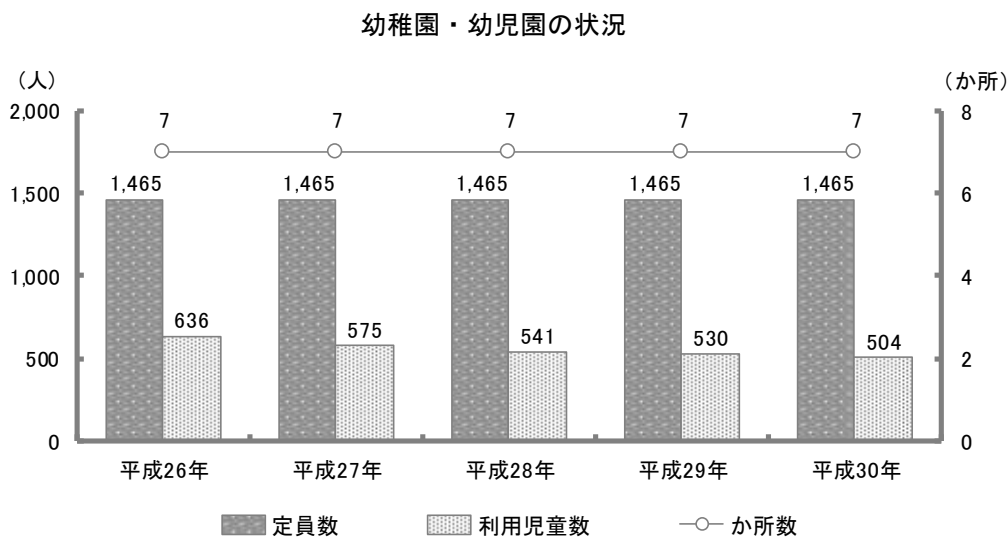
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳～44歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



(6) 教育・保育サービス等の状況

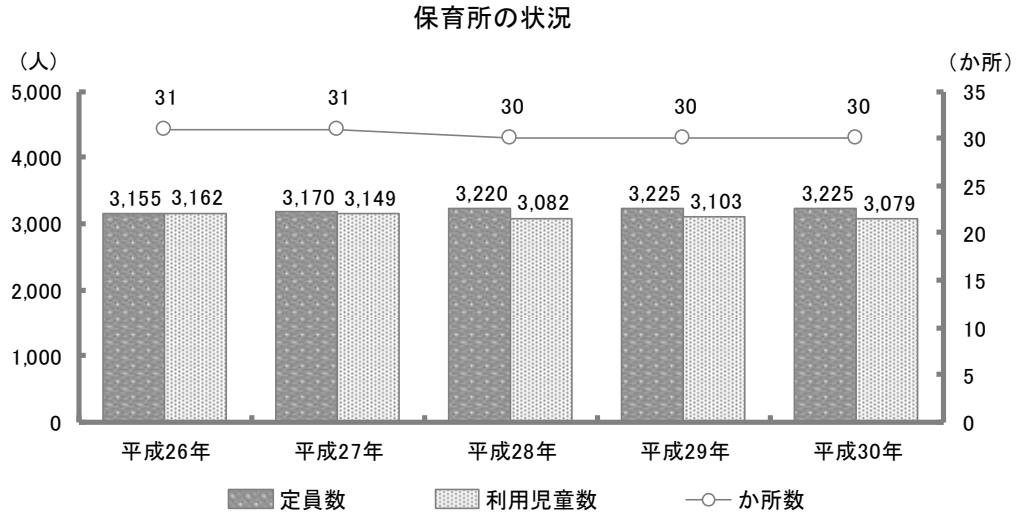
① 幼稚園・幼児園の状況

本市の幼稚園・幼児園の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいですが、利用児童数は年々減少しており、平成30年で利用児童数は504人となっています。



② 保育所の状況

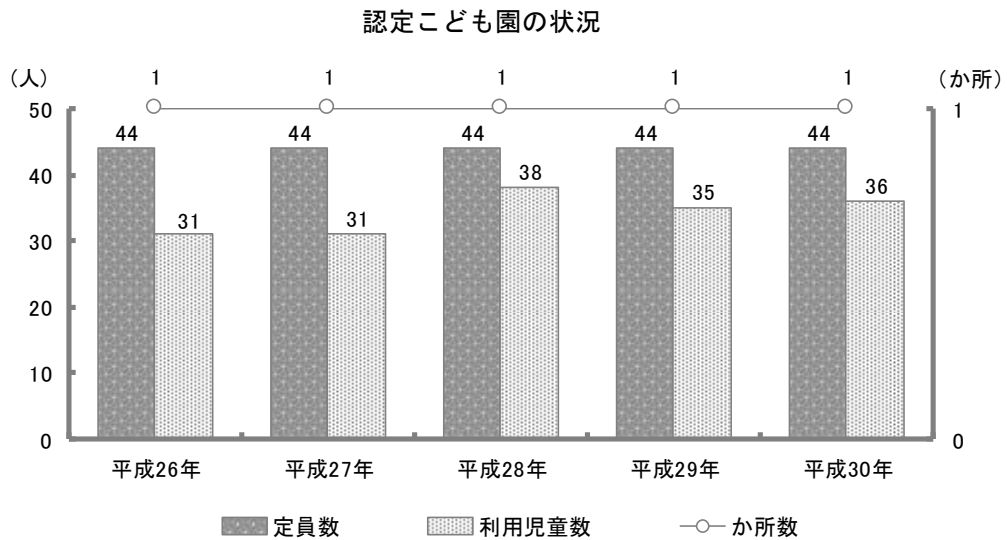
本市の保育所の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、定員数は年々増加しています。平成30年で定員数3,225人、利用児童数3,079人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

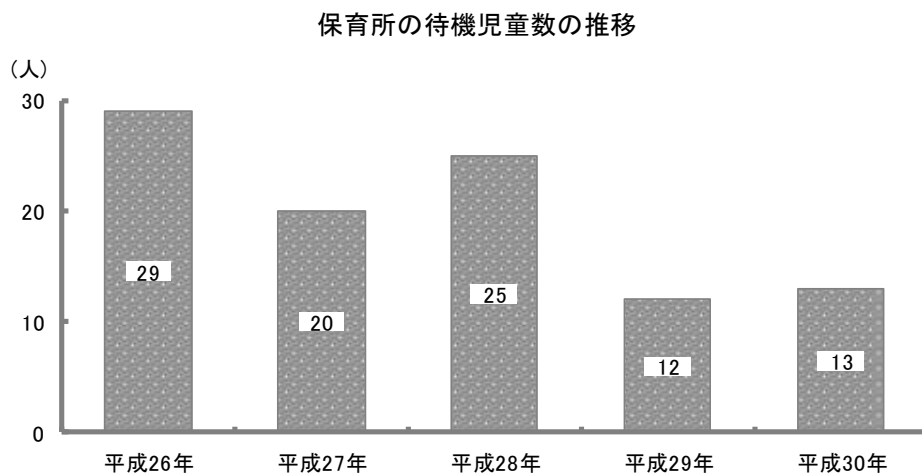
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいとなっており、利用児童数は増減を繰り返しています。平成30年で、定員数44人、利用児童数は36人となっています。



資料：市の統計

④ 保育所の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成30年で13人となっています。

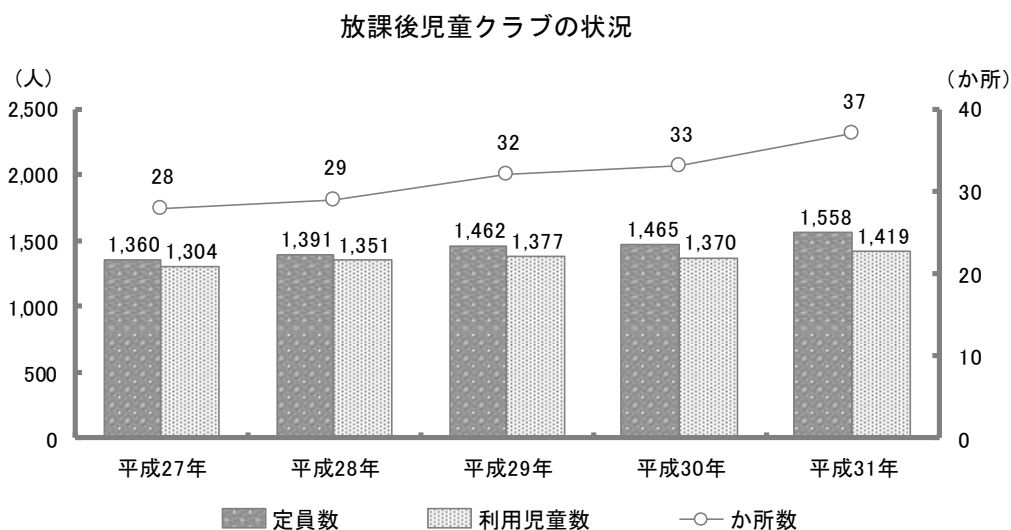


資料：市の統計

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

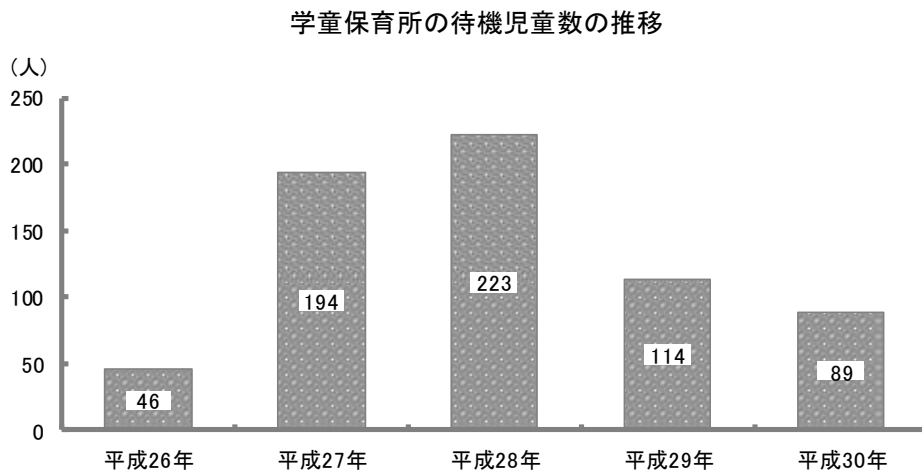
本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・か所数は増加傾向にあります。平成31年で定員数1,558人、利用児童数1,419人となっています。



資料：行政報告書

② 学童保育所の待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成28年の223人をピークに減少しており、平成30年では89人となっています。

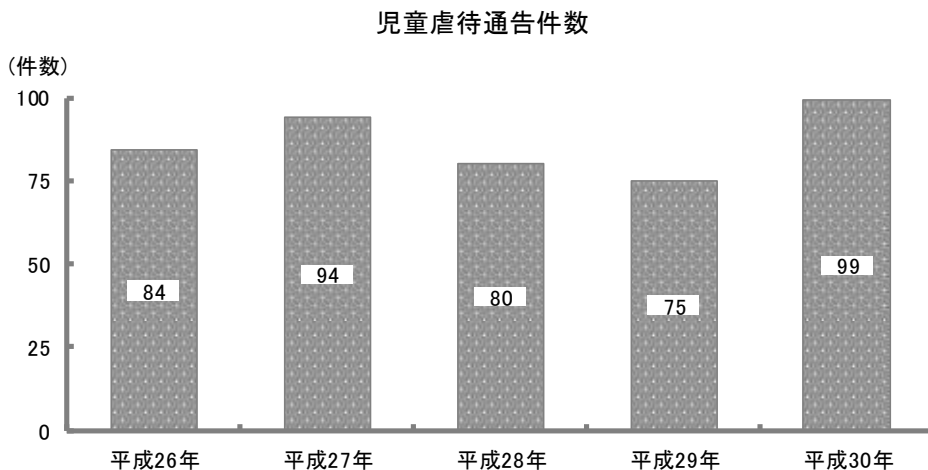


資料：市の統計

(8) その他の状況

① 児童虐待通告件数の推移

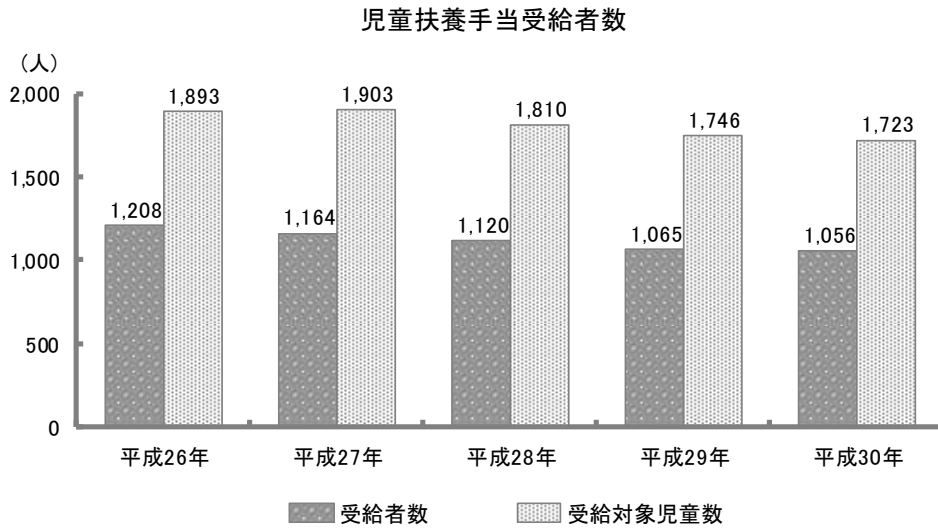
本市の児童虐待通告件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあります。平成30年には、保護者からの虐待により子どもが死亡するという大変痛ましい事件が発生し、関係機関や市民の児童虐待に対する関心度が高まり、通告件数は99件と前年度に比べて24件増加しました。



資料：子ども家庭支援センター事業概要

② 児童扶養手当受給者数の推移

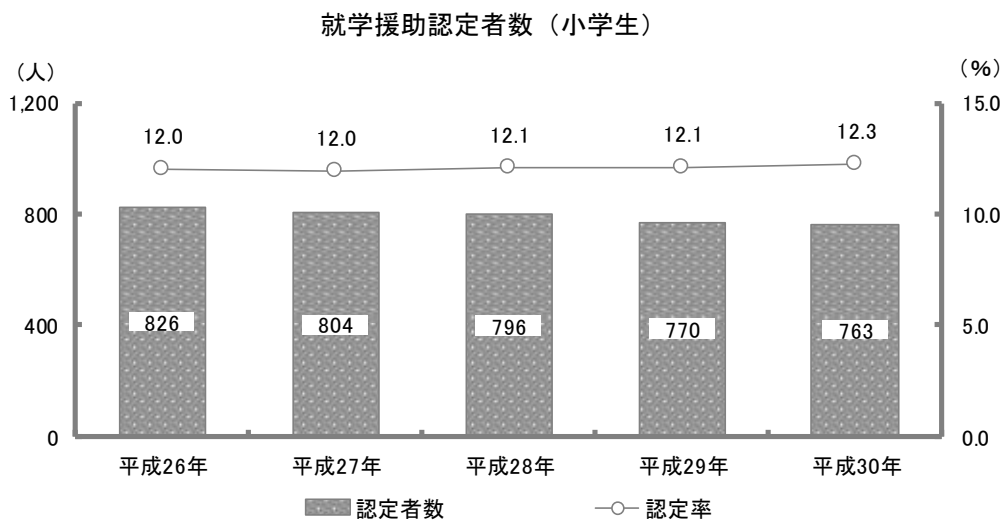
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が1,056人、受給対象児童数が1,723人となっています。



資料：福祉行政・衛生行政統計

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

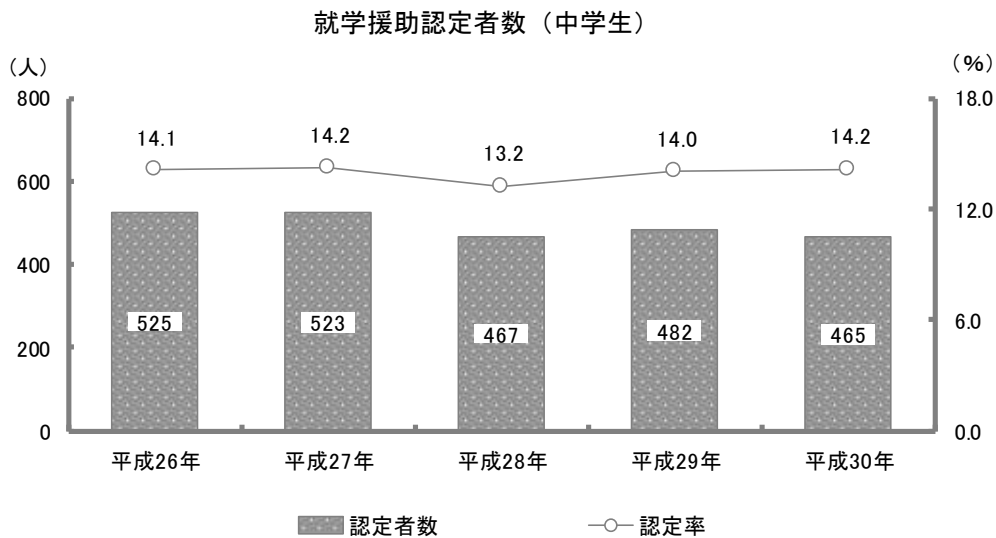
本市の小学生における就学援助認定者数は年々減少していますが、認定率は年々増加しています。認定者数は平成30年で763人、認定率が12.3%となっています。



資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

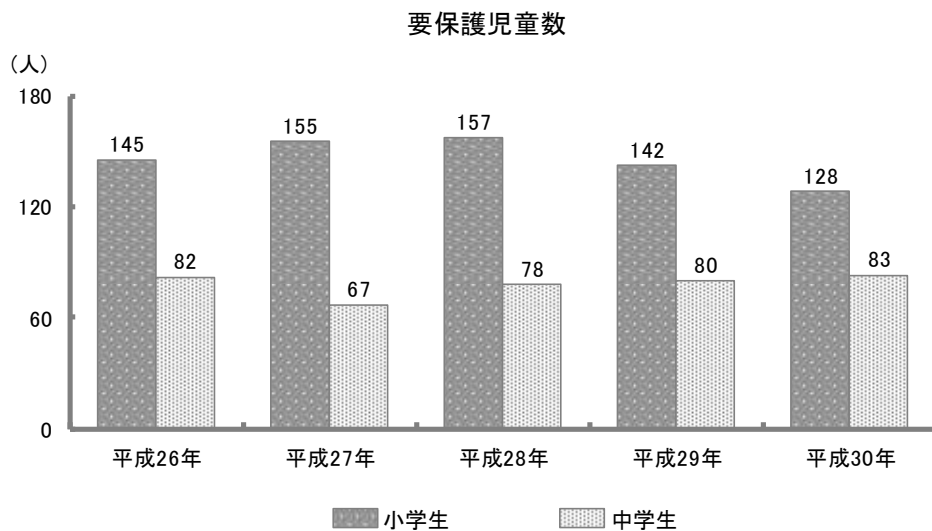
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しています。平成30年で認定者数が465人、認定率が14.2%となっています。



資料：市の統計

⑤ 要保護児童数の推移

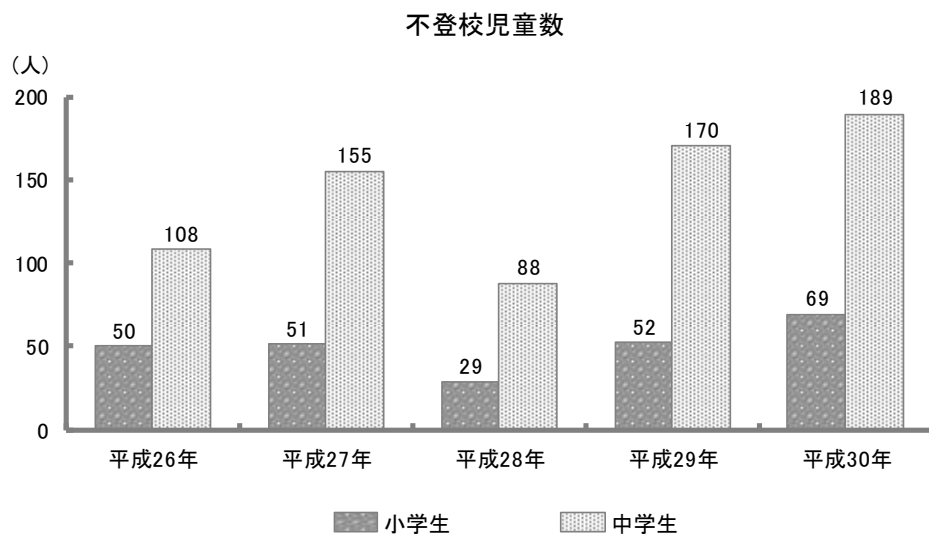
本市の要保護児童数（小学生）は平成28年以降減少しており、平成30年で128人となっています。要保護児童数（中学生）は平成27年以降増加しており、平成30年で83人となっています。



資料：市の統計

⑥ 不登校児童数の推移

本市の不登校児童数は増加傾向であり、平成30年で小学生が69人ですが、中学生は189人と増加傾向にあります。



資料：市の統計

2 ニーズ調査結果からみえる現状

調査の目的

本市では、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）にもとづき、様々な子育て施策を行っています。第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、今後のよりよい子ども・子育て支援の参考とするため、ニーズ調査を実施しました。

調査対象

- ①青梅市在住の就学前の子どもの保護者の方 1,500名
- ②青梅市在住の就学児童（6年生まで）の保護者の方 1,500名

調査期間

平成30年8月10日から平成30年8月31日

調査方法

郵送による配布・回収

回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	1,500通	611通	40.7%
小学生の保護者	1,500通	604通	40.3%

ニーズ調査結果からみえる現状 項目一覧

- (1) 子どもと家族の状況について
 - ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無
 - ② 母親の就労状況
 - ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）
 - ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）
- (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
 - ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無
 - ② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業
 - ③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業
- (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について
 - ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況
 - ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望
- (4) 病気等の際の対応について
 - ① 子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった経験の有無
 - ② 子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった場合の対応
- (5) 一時預かり等の利用状況について
 - ① 不定期の教育・保育の利用状況
 - ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応
- (6) 小学校就学後（放課後）の過ごさせ方について
 - ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所
 - ④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所
- (7) 相談の状況について
 - ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無
- (8) 子育て全般について
 - ① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度
 - ② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

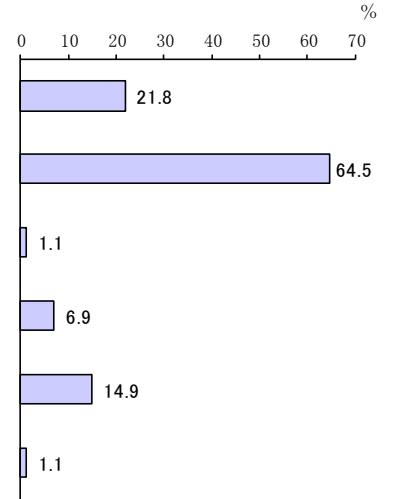
(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が64.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が21.8%、「いずれもない」の割合が14.9%となっています。

回答者数 = 611

- 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる
- 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもを預かってもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 無回答

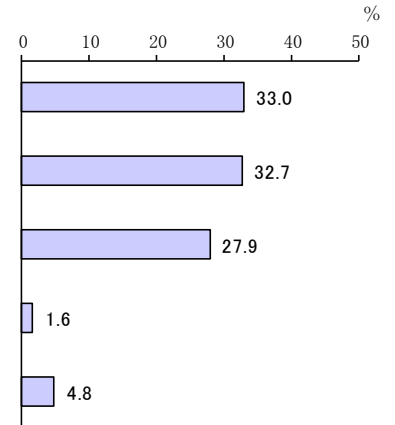


② 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」の割合が33.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している」の割合が32.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.9%となっています。

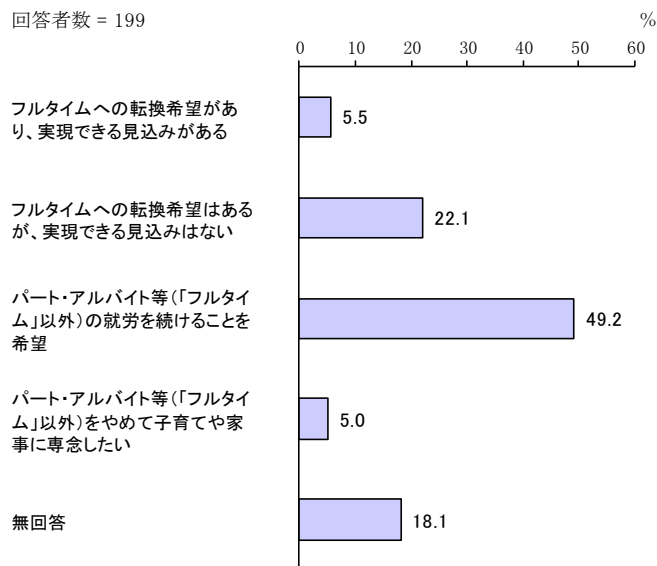
回答者数 = 609

- フルタイムで就労している
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



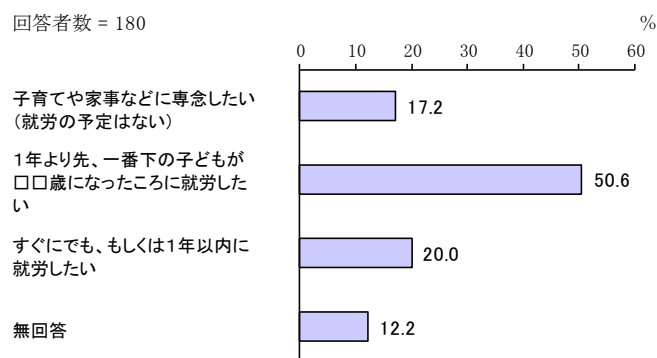
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が49.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が22.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が5.5%となっています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が50.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が20.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が17.2%となっています。

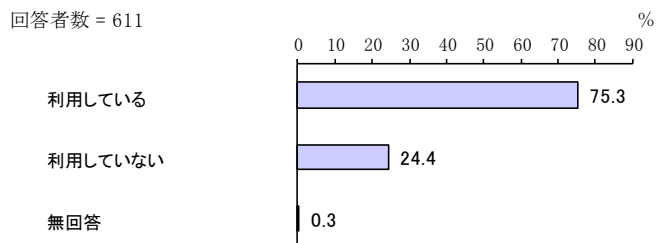


※1年より先、一番下の子どもが(□□)歳になったところに就労したいと答えた方のうち、38.5%の方が「0～3歳」、30.8%の方が「6～8歳」と答えました。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

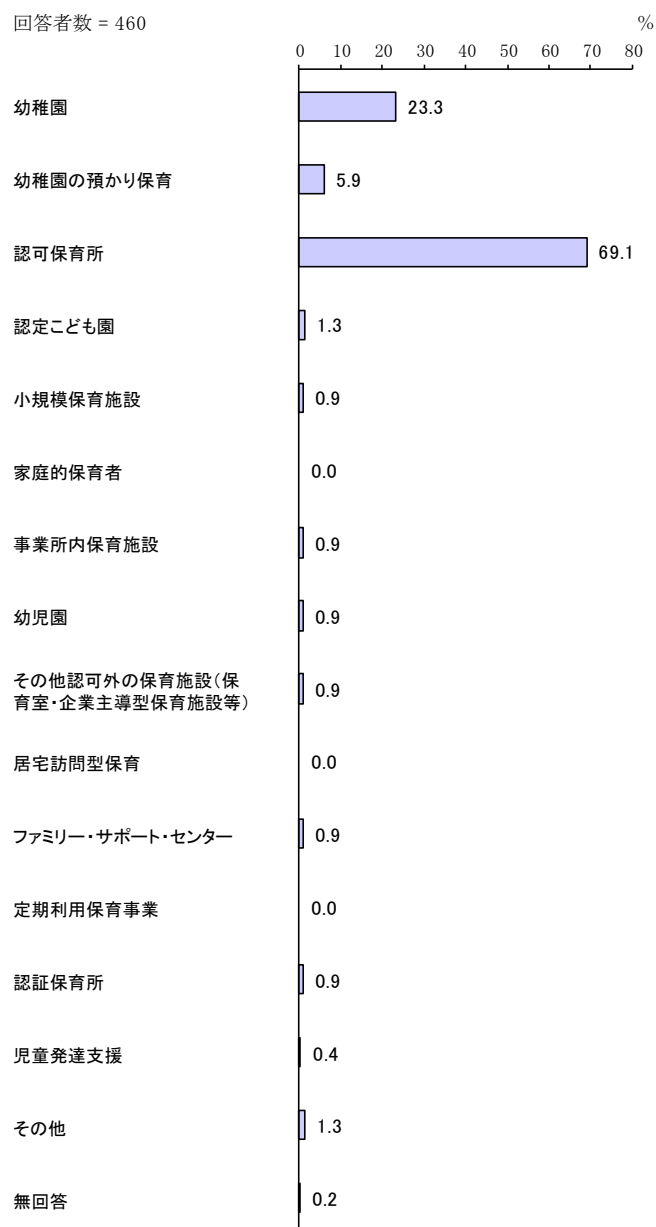
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が75.3%、「利用していない」の割合が24.4%となっています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

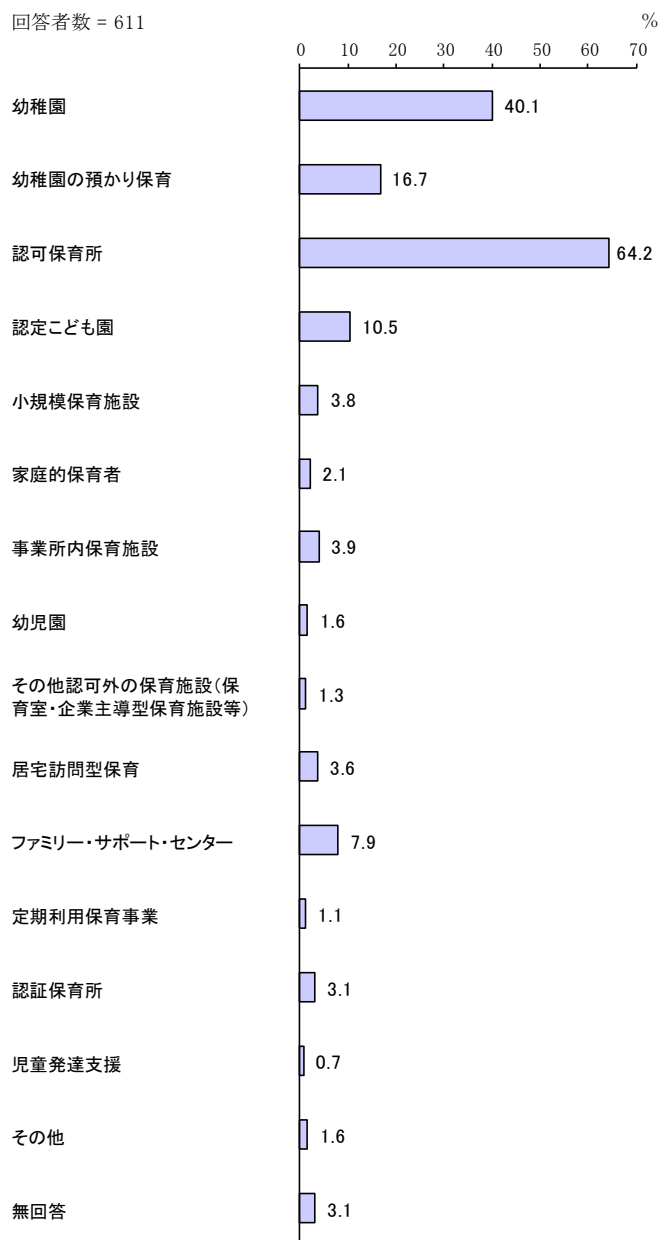
「認可保育所」の割合が69.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が23.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が5.9%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が64.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が40.1%、「幼稚園の預かり保育」の割合が16.7%となっています。

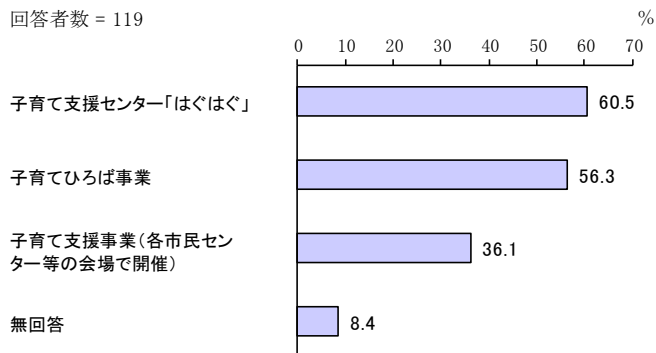
回答者数 = 611



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

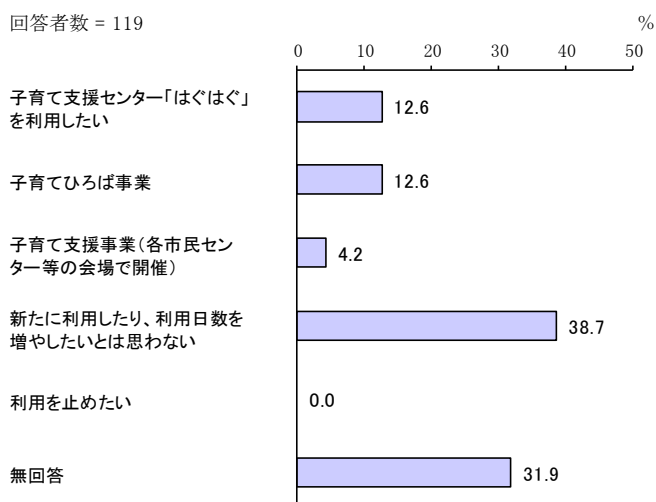
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「子育て支援センター「はぐはぐ」の割合が60.5%と最も高く、次いで「子育てひろば事業」の割合が56.3%、「子育て支援事業（各市民センター等の会場で開催）」の割合が36.1%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

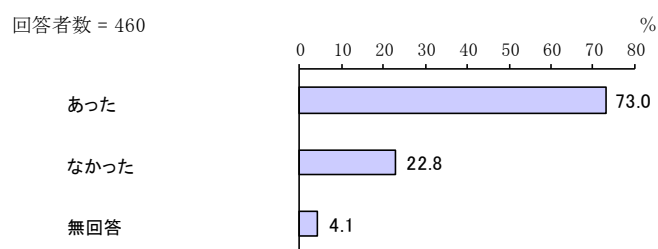
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター「はぐはぐ」を利用したい」、「子育てひろば事業」の割合が12.6%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

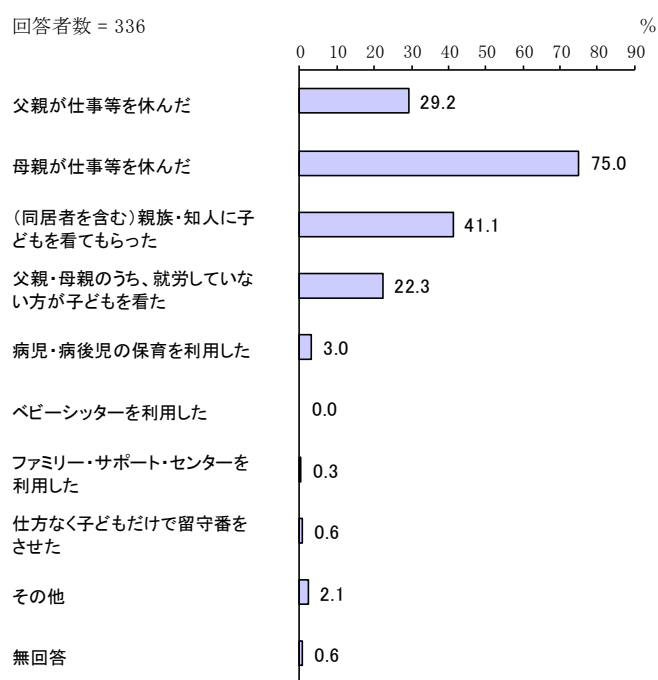
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が73.0%、「なかった」の割合が22.8%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が仕事等を休んだ」の割合が75.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が41.1%、「父親が仕事等を休んだ」の割合が29.2%となっています。

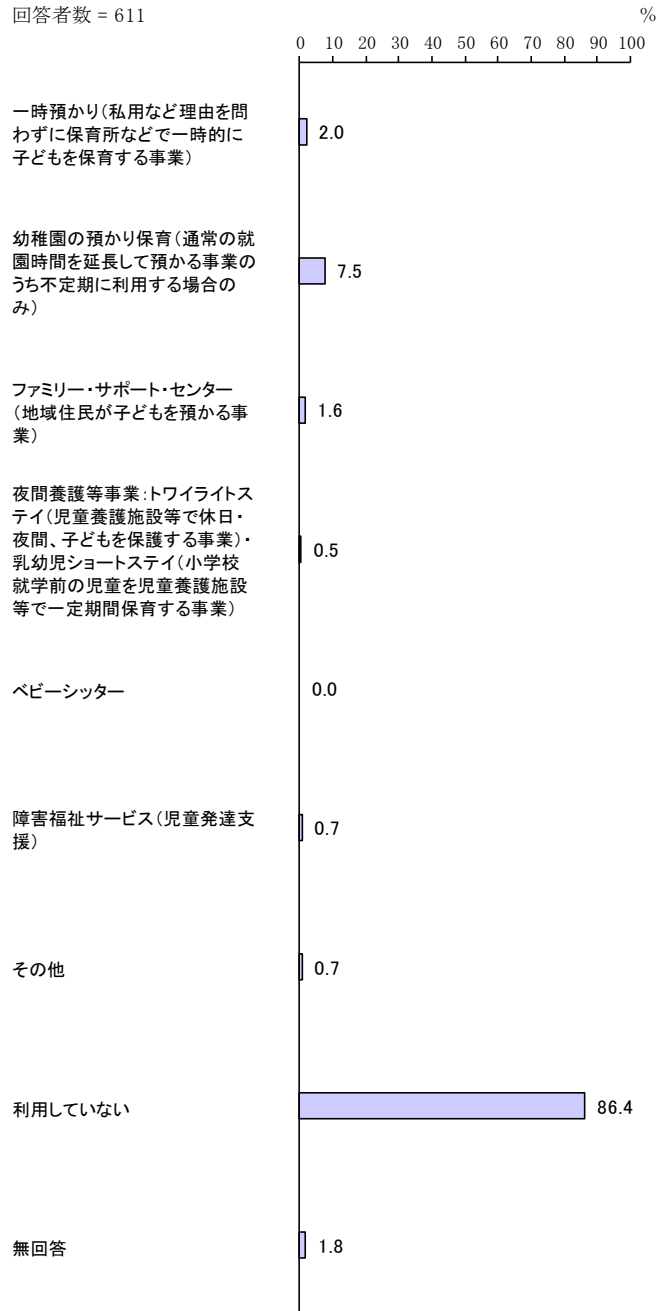


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が86.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が7.5%、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が2.0%となっています。

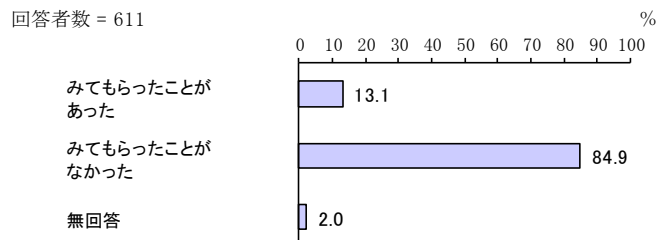
回答者数 = 611



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「みてもらったことがあった」の割合が13.1%、「みてもらったことがなかった」の割合が84.9%となっています。

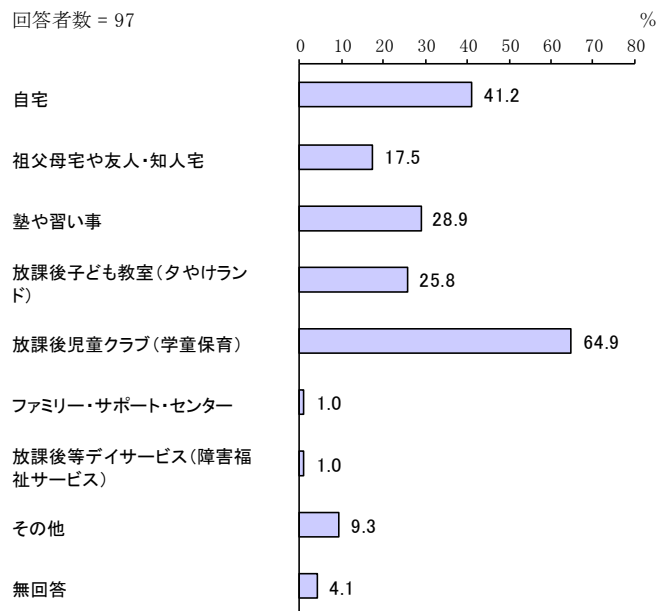
回答者数 = 611



(6) 小学校就学後（放課後）の過ごさせ方について

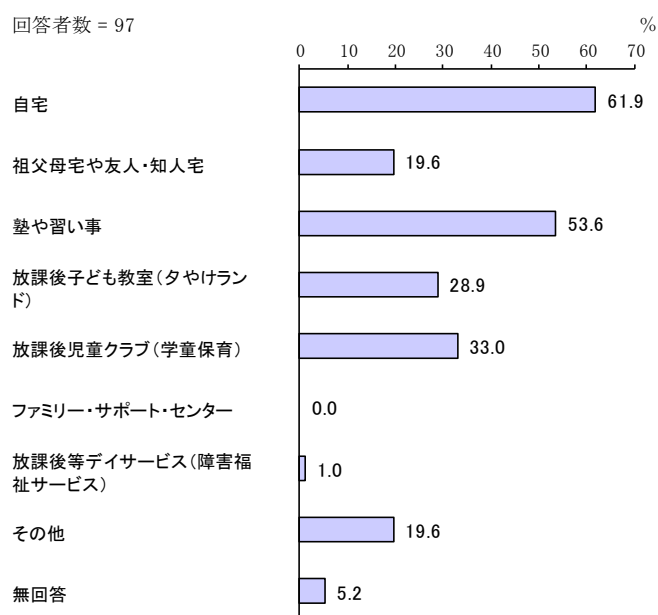
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 41.2%、「塾や習い事」の割合が 28.9%となっています。



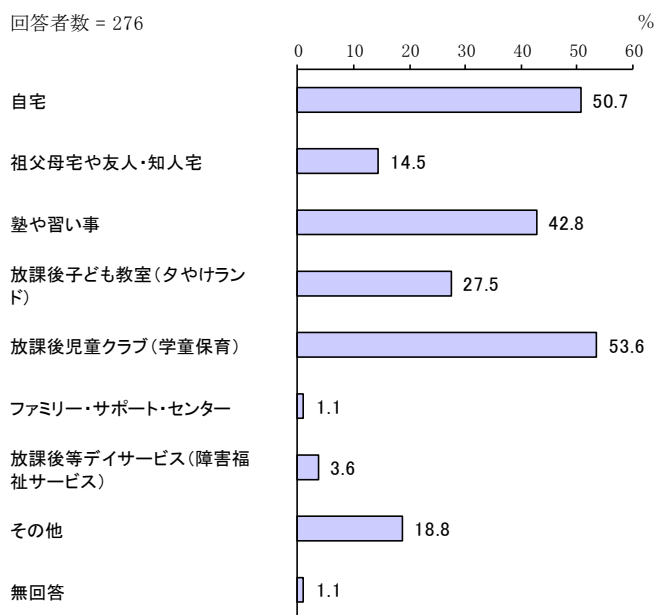
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 61.9%と最も高く、次いで「塾や習い事」の割合が 53.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 33.0%となっています。



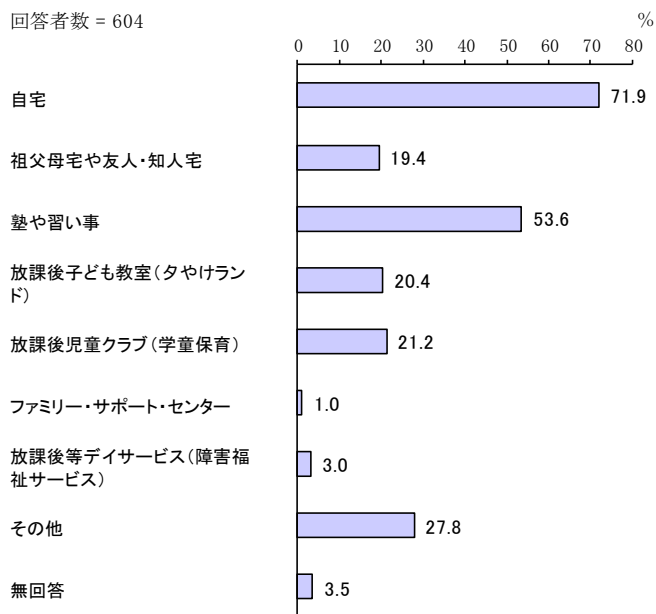
③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 53.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 50.7%、「塾や習い事」の割合が 42.8%となっています。



④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

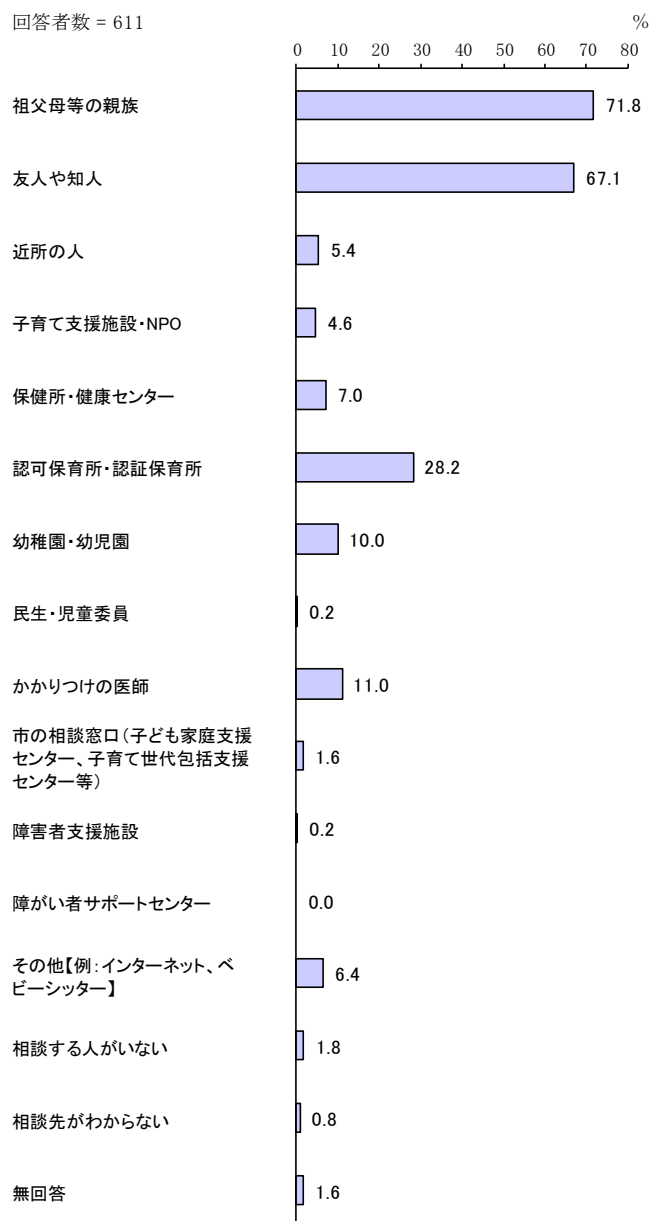
「自宅」の割合が 71.9%と最も高く、次いで「塾や習い事」の割合が 53.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 21.2%となっています。



(7) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

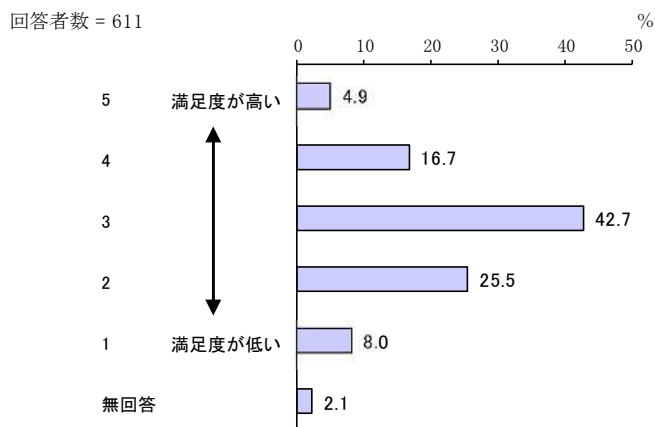
「祖父母等の親族」の割合が71.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が67.1%、「認可保育所・認証保育所」の割合が28.2%となっています。



(8) 子育て全般について

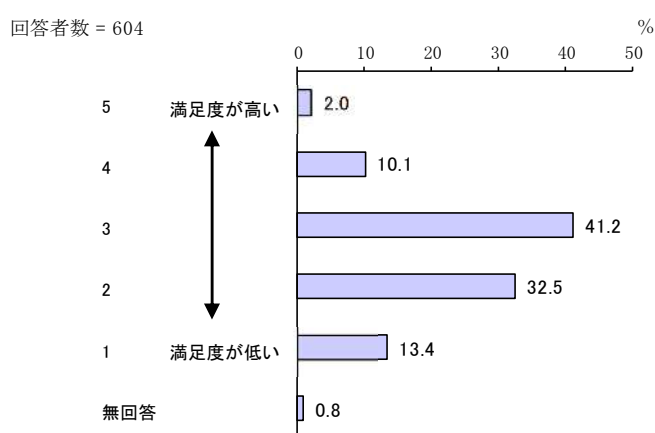
① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が42.7%と最も高く、次いで「2」の割合が25.5%、「4」の割合が16.7%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が41.2%と最も高く、次いで「2」の割合が32.5%、「1」の割合が13.4%となっています。



3 ニーズ調査結果からの課題

- ① 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえない家庭の割合が14.9%となっており、預け先のない家庭への支援が求められています。
- ② 母親の就労希望は、無償化の影響を受け、今後さらに就労希望の高まることが予想されます。就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。
- ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」の割合が75.3%で、利用している方のうち「認可保育所」の割合が69.1%、「幼稚園」の割合が23.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が5.9%となっています。令和元年10月からは、無償化が始まることから、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育体制の整備を行うことが必要となっています。（複数回答）
- ④ 地域の子育て支援事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が38.7%となっており、子育て支援事業を活用するための周知・情報提供を進めていく必要があります。
- ⑤ 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応として、「母親が仕事等を休んだ」の割合が75.0%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が41.1%、「父親が仕事等を休んだ」の割合が29.2%となっており、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育を検討することが求められています。（複数回答）
- ⑥ 一時預かり保育事業の利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が7.5%、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が2.0%となっており、今後、母親の就労の高まりが予想されることから、就労に伴う一時預かりについて事業の提供体制の整備を検討する必要があります。
- ⑦ 放課後の過ごし方の希望として、就学前児童保護者の低学年で、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が64.9%と高くなっています。共働き世帯の増加、核家族化などにより、児童の健全な育成を図る目的で推進される放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの役割が重要になっています。
- ⑧ 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の状況をみると、「祖父母等の親族」の割合が71.8%、「友人や知人」の割合が67.1%、「認可保育所・認証保育所」の割合が28.2%となっています。一方、「相談する人がいない」の割合が1.8%、「相談先がわからない」の割合が0.8%となっており、相談先の情報提供、気軽に相談できる体制などを整えていくことが必要となっています。（複数回答）

- ⑨ 本市の子育て支援事業に対する満足度をみると、就業前児童保護者で低い（8.0%）、やや低い（25.5%）と回答した方が合わせて 33.5%となっており、子育て支援に関する諸施策を充実させることが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

次代を担う子どもをみんなで育むまち

本市では、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を「子ども・親・地域がともに育ちあうまち 青梅」としていました。

第1期青梅市子ども・子育て支援事業計画では、子どもは、将来の青梅市を担う大切な宝であり、青梅市長期総合計画に沿った基本理念として「次代を担う子どもをみんなで育むまち」としました。本計画では、多様化する子育てニーズに対応し、子どもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進していくために、子ども・子育て支援法に基づいて策定した第1期青梅市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承することといたします。

【基本方針】

多様な子育てニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、既存施設のスペースを活用した子育てひろば事業の拡充や多世代・異年齢交流などを通じ、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があることから、第6次青梅市総合長期計画では、「子育て支援」、「家庭教育」、「学校教育」、「青少年活動」の4つの基本方針を定め「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を目指した取組を推進しています。

子育て支援では、全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援や保育の充実、幼児教育の推進とともに、多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

家庭教育では、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進するとともに、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

学校教育では、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人

間性豊かな市民として成長することを目指し、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育の推進、小・中学校の一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

青少年活動では、次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、さらに「子ども・若者育成支援推進法」第8条第1項にもとづく「子ども・若者育成支援推進大綱」により、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第8条第1項にもとづく「子どもの貧困対策に関する大綱」により、子どもの貧困対策に関する支援を図ります。

2 計画の性格

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

【 現状と課題 】

- 急速な少子化の進行
(平成23年合計特殊出生率1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

【 現状と課題への対応 】

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

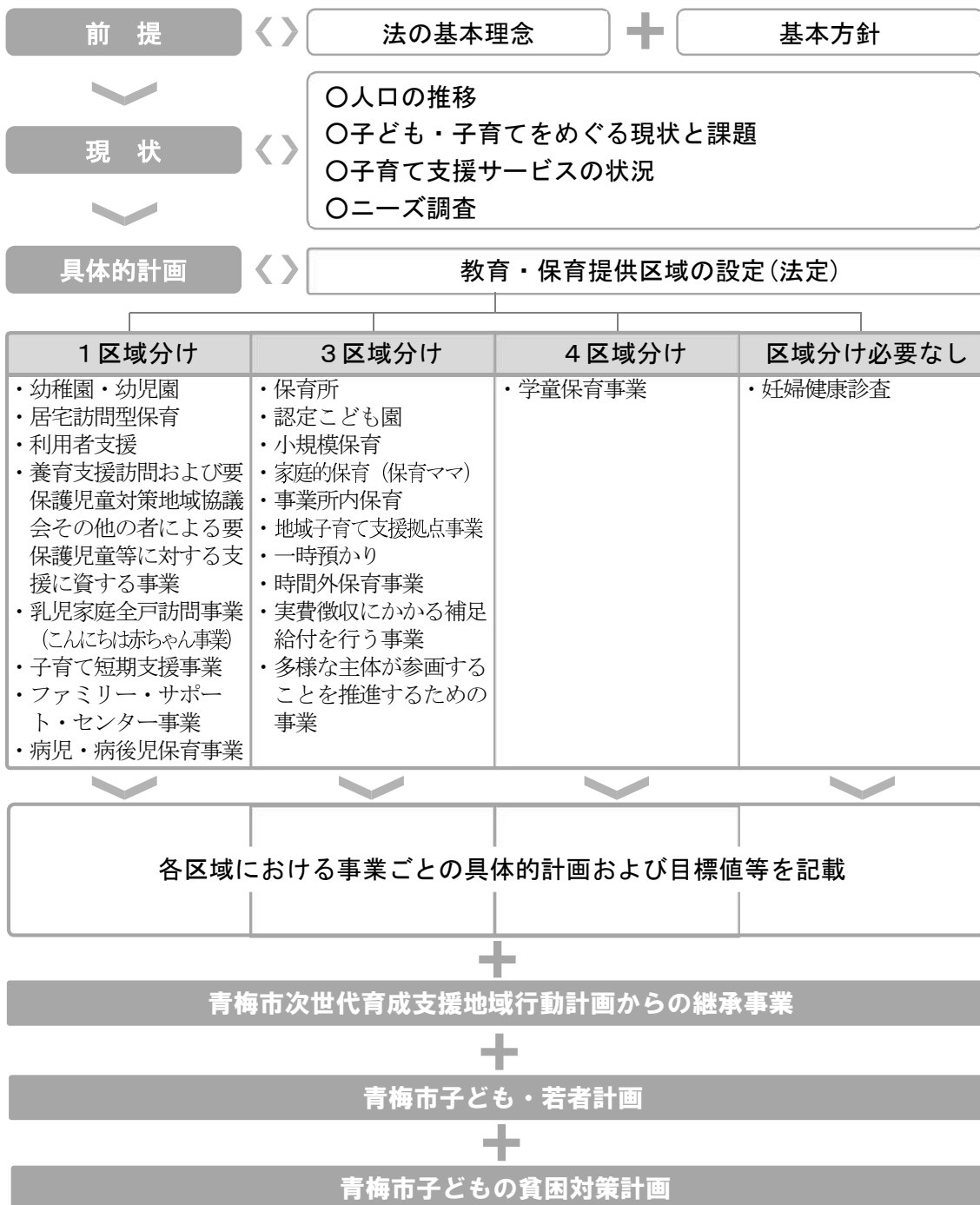
地域の子ども・子育て支援の
充実


【 対応の方策 】

課題への解決策として、「幼保一元化(①)」「待機児童の解消(②)」「地域で支える教育・保育(③)」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法」第61条にもとづき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

3 計画の構成

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。





**第2部 子ども・子育て支援の
ための事業**



第 1 章

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制度のことをいいます。

主なポイントは保育の量的拡大・確保、認定こども園の普及、地域子ども・子育て支援の強化です。

制度のポイント

◆ 3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校および児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 既存の幼稚園および保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

2 制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

原則、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

近年、急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、幼児教育無償化（幼保無償化）を含む改正子ども・子育て支援法が成立したことにより、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

（1）子どものための教育・保育給付

① 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

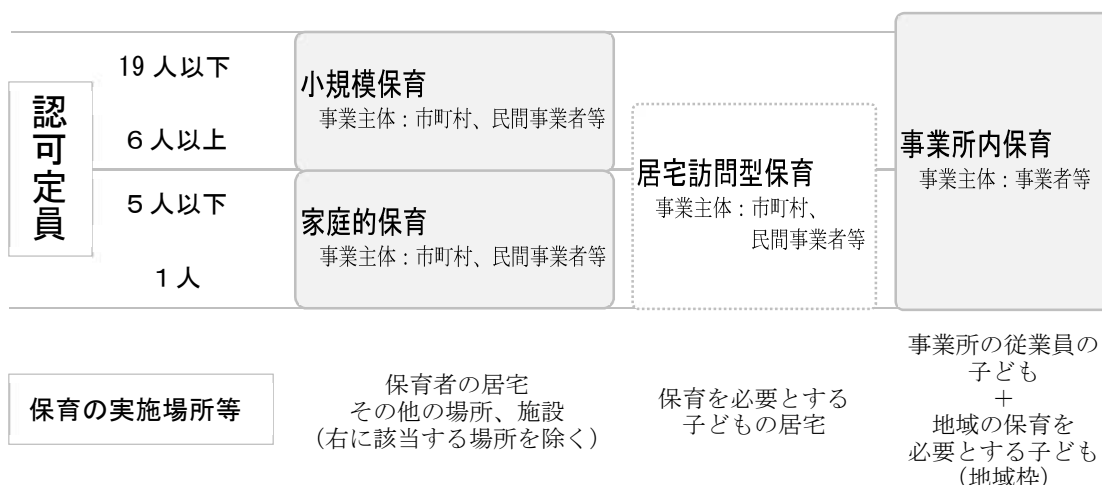
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に
 応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に
 応じた保育に対応する給付

② 地域型保育給付

制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

地域型保育事業の構成



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園(未移行)」、「特別支援学校」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり保育事業」、「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

令和元年10月から開始された無償化の概要

対象施設	無償化の内容			必要な手続き
	0～2歳児	満3歳児	3～5歳児	
幼稚園(新制度幼稚園)	—	利用料無償	利用料無償	教育・保育 給付認定 (従来どおり)
認可保育所 認定こども園 地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税者：利用料無償 その他の世帯：所得に応じて負担(多子世帯の軽減あり) 			
就学前の障害児の発達支援				
幼稚園(新制度幼稚園を除く)	—	上限月額 25,700円		施設等利用給付認定 (第1～3号)
幼稚園(新制度幼稚園を含む)	—	市町村民税世帯非課税者のみ、利用日数×450円まで無償(上限月額1.63万円)	利用日数×450円まで無償(上限月額1.13万円)	施設等利用給付認定 (第2～3号)
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	市町村民税世帯非課税者のみ、月額4.2万円を上限に利用料を無償		月額3.7万円を上限に利用料を無償	

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

○ 施策型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育園

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

○ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

○ 施設等利用給付

- ・ 幼稚園 (新1号)
- ・ 認可外保育施設 (新2、3号以下同じ)
- ・ 預かり保育、一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

○ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健康診査事業
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5歳児 (3歳以上児)
2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳児 (3歳未満児)
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		

② 施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、当該給付にかかる申請書を提出し、認定（新2号または新3号）を受ける必要があります。

認定区分	対象事業		保育の必要性	所得要件	対象年齢
新1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	新2号、新3号認定以外の子ども	なし	3～5歳児 (3歳以上児)
新2号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	あり	なし	3～5歳児 (満3歳になってから最初の4月1日から小学校就学前まで)
新3号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	あり	住民税 非課税世帯	0～2歳児 満3歳児 (満3歳になってから最初の3月31日まで)

③ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分 [※]	①保育標準時間 育児休業・求職活動以外を想定した長時間利用 ②保育短時間 育児休業・求職活動を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、2号、3号が該当します。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 就学前児童人口の将来推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

① 市全体

単位：人

年齢	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	707	690	669	649	628
1歳	671	745	727	705	684
2歳	798	675	748	730	708
3歳	865	804	681	754	736
4歳	864	867	805	682	755
5歳	916	864	867	804	682
6歳	924	915	863	866	803
7歳	962	922	913	861	864
8歳	950	964	924	915	863
9歳	983	950	964	924	915
10歳	1,117	982	949	964	924
11歳	1,106	1,123	988	955	970

② 東部区域

単位：人

年齢	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	644	629	610	594	575
1歳	604	677	661	641	624
2歳	729	607	679	664	645
3歳	774	733	610	683	667
4歳	779	773	731	609	682
5歳	816	779	774	731	610
6歳	829	815	778	773	729
7歳	878	828	814	776	771
8歳	843	880	830	816	778
9歳	892	843	880	830	816
10歳	992	891	842	880	830
11歳	963	997	897	847	886

③ 西部区域

単位：人

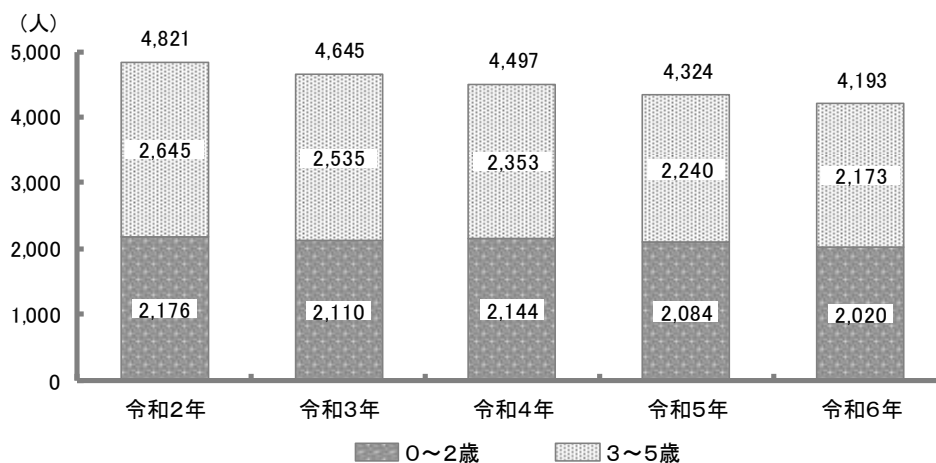
年齢	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	51	50	48	45	43
1歳	52	55	54	52	49
2歳	55	51	54	52	49
3歳	74	56	54	55	54
4歳	68	76	58	55	56
5歳	86	67	75	57	54
6歳	77	86	67	75	57
7歳	71	75	84	65	73
8歳	90	71	75	84	66
9歳	76	90	71	75	84
10歳	99	76	90	71	75
11歳	119	99	76	90	71

④ 北部区域

単位：人

年齢	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	12	11	11	10	10
1歳	15	13	12	12	11
2歳	14	17	15	14	14
3歳	17	15	17	16	15
4歳	17	18	16	18	17
5歳	14	18	18	16	18
6歳	18	14	18	18	17
7歳	13	19	15	20	20
8歳	17	13	19	15	19
9歳	15	17	13	19	15
10歳	26	15	17	13	19
11歳	24	27	15	18	13

就学前人口の将来推計（市全域）

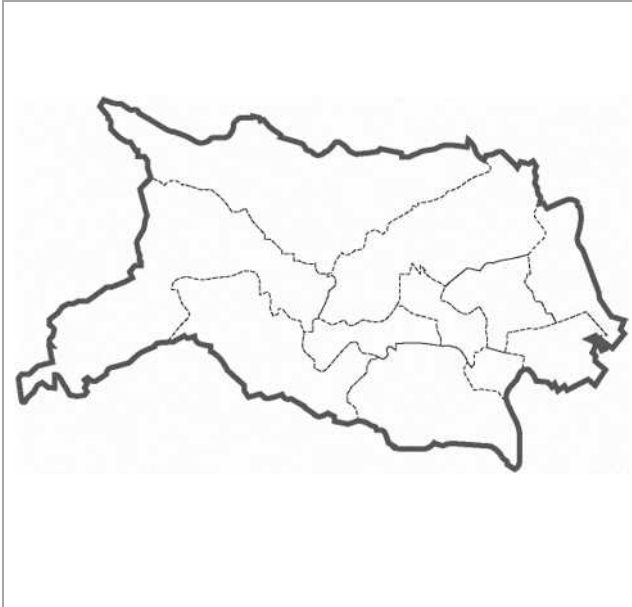


資料：住民基本台帳の人口を基にしたコーホート変化率法による推計

4 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに1区域、3区域、4区域を設定します。

(1) 1区域（市内全域）分けの対象事業

	子ども・子育て支援給付
	・幼稚園・幼児園
	・居宅訪問型保育（ベビーシッター）
	地域子ども・子育て支援事業
	①利用者支援
	④乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）
	⑤養育支援訪問および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
	⑥ファミリー・サポート・センター事業
	⑦子育て短期支援事業
	⑨病児・病後児保育事業

【 区域設定の主な特徴 】

幼稚園・幼児園事業については、多くの園が園バスを運行させていることから、広範囲での事業としてとらえることができるため、1区域の設定としました。

居宅訪問型保育については、紹介業務であるため1区域としました。利用者支援については、現在、各窓口においてそれぞれの事業について説明していますが、子育て全体について、市役所を中心として、利用者支援ができるように1つの事業区域としました。

病児・病後児保育事業については、現在1園で全域の児童を対象として病後児保育を行っているため1区域としました。

(2) 3区域（東部地域・西部地域・北部地域）分けの対象事業

	子ども・子育て支援給付
	・保育所
	・認定こども園
	・小規模保育 (定員6人以上19人以下の施設)
	・家庭的保育(保育ママ)
	・事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業
	②地域子育て支援拠点事業
	③一時預かり事業
	⑧延長保育事業
⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が参画することを促進するための事業	

【 区域設定の主な特徴 】

保育所については、人口の多い東部地域では待機児童が発生していますが、人口の少ない北部・西部地域では定員割れをしている状況があります。そのような中で、北部と西部を結ぶ公共交通機関がないことや地形的な地域状況の違いもあることなどから3区域としました。

(3) 4区域（東部地域・西部地域・北部地域小曾木地区・北部地域成木地区）分けの対象事業

	地域子ども・子育て支援事業
	⑩放課後児童クラブ（学童保育事業）

【 区域設定の主な特徴 】

学童保育は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、交通網や地形的な要因を考慮し、施設数が13か所ある東部地域、3か所ある西部地域、各1か所の北部地域小曾木地区と北部地域成木地区の4区域としました。

東部地域は人口が集中しており、小学校の配置も平均していること、西部地域については通学に公共交通機関を利用している児童が多く、児童一人での移動が可能なこと、北部地域小曾木地区については地形的、公共交通網の整備状況から他の学童への通所が難しいこと、北部地域成木地区については、小規模特認校として区域外児童の受け入れを実施していることなどが特徴としてあげられます。

(4) 提供区域分けが必要ない事業

	対象事業
	①妊婦健康診査

5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方・・・・・・・・

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等にかかわらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所等からの認定こども園への移行や、認定こども園の整備などの普及について地域の実情を鑑みながら推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項・・・・・・・・

質の高い教育・保育および子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方およびその推進方策・・・・・・・・

全ての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体で全ての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携の推進方策・・・・・・・・

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援にかかわる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

6 施設型給付

※現状は実数を計上しており、推計にはその地域で生活をしている方の利用者
推計総数（量の見込み）を計上しています。（以下、全ての項目に共通します。）

(1) 幼稚園・幼児園（1区域）

「学校教育法」にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

幼稚園・幼児園の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	807	621	595	552	525	510
②確保提供 総数	1,471	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
差異 (②-①)	664	655	681	724	751	766

※認定こども園の教育部分1号を含む。

【現状】

- 幼稚園が6園、幼児園が1園あります。
- 施設整備資金の融資を受けた設置者に対し、施設整備補助金を交付しています。
- 教員の資質の向上のために、教員研修補助金を交付しています。
- 園児の心を育む保育（観劇や造形活動、音感、体育等による感性、運動性を育む保育等）を行う場合、心を育む保育実施補助金を交付しています。
- 教育環境整備のため教材等の整備を行う場合、教育環境整備費補助金を交付しています。
- 就園促進のため、未就園児教室等を行う場合、就園促進事業補助金を交付しています。
- 保護者の負担を軽減するため、保護者補助金を交付しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲に園バスを運行させ、園児の利用促進を図ります。 ○幼稚園在園児の約4割が市外の幼稚園に通園しているため、実態の把握に努め対応を講じていきます。 ○市内幼稚園と連携し、幼稚園のPRを市内外に発信していきます。

(2) 認可保育所等 (3区域)

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

① 東部地域

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	2,564 (2,478)	2,521	2,433	2,350	2,264	2,196
2号認定	1,523 (1,470)	1,510	1,456	1,348	1,289	1,249
3号認定(0歳)	163 (155)	248	242	235	228	221
3号認定(1・2歳)	878 (853)	763	735	767	747	726
②確保提供総数	2,640	2,744	2,744	2,744	2,744	2,744
2号認定	1,585	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
3号認定(0歳)	211	217	217	217	217	217
3号認定(1・2歳)	844	883	883	883	883	883
差異(②-①)	76	223	311	394	480	548

※利用者推計総数は、小規模保育事業と家庭的保育事業の数値を含む。

※現状()内の数字は、H31.4.1現在の他地域間の入所者数を含む。

【現状】

- 認可保育所が24園あります。
- 重度アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い、施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を増員することでより充実した保育を行うことに役立っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度から新たに認可保育所を2園新設します。 ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう、環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○弾力的に対応できるよう、園へ協力を依頼します。 ○年齢による定員構成を見直すなど、適正な保育士の配置を行い効率的な保育を促します。 ○老朽化した保育園に対して、施設整備を行います。

② 西部地域

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	304 (312)	226	207	199	183	178
2号認定	202 (205)	145	127	119	106	105
3号認定(0歳)	11 (11)	20	19	18	17	17
3号認定(1・2歳)	91 (96)	61	61	62	60	56
②確保提供総数	345	345	345	345	345	345
2号認定	207	207	207	207	207	207
3号認定(0歳)	32	32	32	32	32	32
3号認定(1・2歳)	106	106	106	106	106	106
差異(②-①)	41	119	138	146	162	167

※現状()内の数字は、H31.4.1現在の他地域間の入所者数を含む。

【現状】

- 認可保育所が4園あります。
- 重度アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い、施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立っています。
- 一部の認可保育所で送迎バスを実施しています。
- 青梅市保育対策検討委員会において、定員割れ対策について議論を行っています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう、環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○弾力的に対応できるよう、園へ協力を依頼します。 ○年齢による定員構成を見直すなど、適正な保育士の配置を行い効率的な保育を促します。 ○定員が満たない保育園に対する対策を検討してまいります。

③ 北部地域

認可保育所等の年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	61 (139)	53	54	52	51	50
2号認定	39 (89)	31	33	33	32	32
3号認定(0歳)	0 (8)	5	4	4	4	4
3号認定(1・2歳)	22 (42)	17	17	15	15	14
②確保提供総数	175	175	175	175	175	175
2号認定	106	106	106	106	106	106
3号認定(0歳)	12	12	12	12	12	12
3号認定(1・2歳)	57	57	57	57	57	57
差異(②-①)	114	122	121	123	124	125

※現状()内の数字は、H31.4.1現在の他地域間の入所者数を含む。

【 現状 】

- 認可保育所が2園あります。
- 重度アレルギー児対策加算補助金として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 心を育む保育として、音感教室や体操教室などに補助を出しており、保育の質の向上に役立っています。
- 施設運営維持費として、施設の修繕等の補助を行い、施設の維持管理を行ってもらうことで児童の保育環境の向上に役立っています。
- 市保育士加算として、保育士人件費の補助を行い、保育士の数を多く雇ってもらうことでより手厚い保育を行うことに役立っています。
- 認可保育所で送迎バスを実施することで東部地域や他県からの児童の受け入れを行っているため、ほぼ定員を満たしている状況です。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー児、障害児を多く受け入れできるよう、環境の整備や施設に対する助成を行います。 ○弾力的に対応できるよう、園へ協力を依頼します。 ○年齢による定員構成を見直すなど、適正な保育士の配置を行い効率的な保育を促します。

(3) 認定こども園（3区域）

保護者の労働の有無にかかわらず入園でき、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

① 東部地域

認定こども園の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保提供総数	38	76	76	76	76	76
1号認定	教育部分1号認定は、幼稚園へ計上					
2号認定	20	38	38	38	38	38
3号認定（0歳）	6	6	6	6	6	6
3号認定（1・2歳）	12	32	32	32	32	32

【 現状 】

○地方裁量型認定こども園が1園あります。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度に幼稚園から幼稚園型認定こども園へ1園が移行します。 ○需要の状況に応じ事業者からの申請にもとづき設置します。 ○既存の幼稚園と認可保育所に、認定こども園への移行の意思があれば、設置を推進します。

② 西部地域

【 現状 】

○現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○需要の状況に応じ事業者からの申請にもとづき設置します。 ○既存の幼稚園と認可保育所に、認定こども園への移行の意思があれば、新たに設置を検討します。

③ 北部地域

【 現状 】

○現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○需要の状況に応じ事業者からの申請にもとづき設置します。 ○既存の幼稚園と認可保育所に、認定こども園への移行の意思があれば、新たに設置を検討します。

7 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業（3区域）

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。

① 東部地域

小規模保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保提供総数	43	41	41	41	41	41
3号認定（0歳）	13	13	13	13	13	13
3号認定（1・2歳）	30	28	28	28	28	28

【現状】

○グループ型小規模保育事業を3施設で実施しており、定員43名となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○保育の質の向上に努めます。 ○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【現状】

○現在、実施施設はありません。

③ 北部地域

【現状】

○現在、実施施設はありません。

(2) 家庭的保育事業 (3区域)

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

① 東部地域

家庭的保育施設の確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保提供総数	20	20	20	20	20	20
3号認定 (0・1・2歳)	20	20	20	20	20	20

【 現状 】

○家庭的保育者4人を認可しており、受け入れ定員は20名となっています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○保育の質の向上に努めます。 ○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【 現状 】

○現在、実施施設はありません。

③ 北部地域

【 現状 】

○現在、実施施設はありません。

(3) 事業所内保育事業 (3区域)

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

① 東部地域

【 現状 】

○1施設で実施していましたが、令和2年度より認可保育所へ移行します。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○需要の状況に応じ、事業所等からの申請にもとづき設置します。

② 西部地域

【 現状 】

○現在、該当する事業はありません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○需要の状況に応じ、事業所等からの申請にもとづき設置します。

③ 北部地域

【 現状 】

○現在、該当する事業はありません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○需要の状況に応じ、事業所等からの申請にもとづき設置します。

(4) 居宅訪問型保育事業（1区域）

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【現状】

○現在、該当する事業はありません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○設置基準等にもとづき認可を行います。

8 相談支援

(1) 利用者支援事業（1区域）

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

市では、平成30年1月から「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応しています。また、子ども家庭支援センターや子育て支援センターと連携し、切れ目のない支援を行います。

利用者支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：か所

		現状	推計				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
②確保提供 総数	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0

単位：か所

		現状	推計				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保提供 総数	母子保健型	1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	母子保健型	0	0	0	0	0	0

【現状】

○子育て支援センターにおいて利用者支援事業（基本型）を、子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。

○利用者支援事業（基本型）では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等情報の集約・提供、相談および関係機関との連絡調整等を実施、利用者支援事業（母子保健型）では、妊娠期から子育て期にいたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応しています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、子育て支援センターにおいて利用者支援事業（基本型）を、子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を実施します。 ○必要な研修を修了した相談員を配置していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（3区域） ●●●●●●●●

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

【 現状 】

- 子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。
- 子育て支援センター「はぐはぐ」、畑中保育園「すこやかルーム」、東青梅市民センター「おひさま広場」、河辺市民センター「ウメスタ」、下長瀬自治会館「とことこ」、文化交流センター「にこにこ」、その他保育所での簡易な子育てひろば、市民センターで行われる幼児と親のための教室と体育館開放事業を行っています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設において、継続して事業を実施していきます。 ○良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

① 東部地域

○子育てひろば 14か所 支援事業 7か所

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／月

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	5,747	5,638	5,531	5,426	5,323	5,221
②確保提供 総数	25,530	24,844	24,844	24,844	24,844	24,844
差異 (②-①)	19,783	19,206	19,313	19,418	19,521	19,623

② 西部地域

○子育てひろば 2か所 支援事業 2か所

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／月

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	333	322	311	301	290	281
②確保提供 総数	785	796	796	796	796	796
差異 (②-①)	452	474	485	495	506	515

③ 北部地域

○子育てひろば 1か所

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／月

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	4	5	5	5	5	5
②確保提供 総数	235	235	235	235	235	235
差異 (②-①)	231	230	230	230	230	230

9 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	752	738	725	712	699	687
②確保提供 総数	752	738	725	712	699	687
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

【現状】

- 生後4か月までの市内全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
- 民生・児童委員133人（令和元年9月現在の人数、主任児童委員は除く）および市担当職員で対応しています。

(2) 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	10	11	11	12	13	14
②確保提供 総数	48	48	48	48	48	48
差異 (②-①)	38	37	37	36	35	34

【現状】

- 産前、産後で家事および育児が困難な妊産婦に対して、ヘルパーの派遣を行います。
- 1事業者に委託し対応しています。

(3) 新生児訪問事業 (1区域)

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【現状】

○保健師4人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○母子健康手帳交付時や母親学級などで周知を行い、利用者の増加を図ります。

(4) 未熟児訪問事業 (1区域)

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師等が家庭を訪問し、育児支援を行います。

【現状】

○保健師4人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○母子健康手帳交付時や母親学級などで周知を行います。利用に当たっては、利用者に寄り添った支援を図り、医療機関との連絡調整を図ります。

10 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業（1区域）

保護者が生後57日目から小学校就学前の子どもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則7日間を限度に利用できる事業です。

子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	255	246	237	228	220	212
②確保提供 総数	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
差異 (②-①)	840	849	858	867	875	883

【現状】

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始を含め毎日実施しています。
- この乳児院・児童養護施設では、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町も同事業を委託しています。6市町で1日最大10人の受け入れが可能となっています。

(2) 一時預かり事業（保育所等）（3区域）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

① 東部地域

一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		3,220	3,111	3,047	2,946	2,858
②確保提供 総数	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
差異 (②-①)		7,180	7,289	7,353	7,454	7,542

【 現状 】

○認可保育所で7園、認定こども園で1園、家庭的保育者1名、小規模保育事業所1所で実施しています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ニーズは十分に確保されています。

② 西部地域

一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		280	261	254	236	227
②確保提供 総数	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
差異 (②-①)		3,880	3,899	3,906	3,924	3,933

【 現状 】

○認可保育所で2園実施しています。うち1園で定期利用保育を実施しています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ニーズは十分に確保されています。

③ 北部地域

一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		66	68	65	63	62
②確保提供 総数	0	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		▲66	▲68	▲65	▲63	▲62

【 現状 】

○現在、実施施設はありません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○利用者の利便性を考慮して、他地域の一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用を促していきます。

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園（1区域）

一時預かり事業（幼稚園）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		16,934	16,230	15,065	14,341	13,913
②確保提供 総数	18,408	18,408	18,408	18,408	18,408	18,408
差異 (②-①)		1,474	2,178	3,343	4,067	4,495

【現状】

○現在、確保については充足しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○幼稚園の預かり保育を充実させ、夏休みなどの長期休暇の預かり保育を実施するよう協議していきます。

② ファミリー・サポート・センター等（1区域）

一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	1,213	1,204	1,195	1,186	1,178	1,170
②確保提供 総数	5,815	6,015	6,215	6,415	6,615	6,815
差異 (②-①)	4,602	4,811	5,020	5,229	5,437	5,645

【現状】

○ファミリー・サポート・センター事業の平成30年度末会員数は、利用会員619人、提供会員232人、両方会員6人、計857人となっています。

○子育て短期支援事業により、乳児院・児童養護施設においても受入れが可能となっております。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ファミリー・サポート・センター事業および子育て短期支援事業の充実を図ります。 ○提供会員の質の向上のため、研修を実施していきます。

(4) 延長保育事業 (3区域)

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

① 東部地域

延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		158	152	148	142	138
②確保提供 総数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差異 (②-①)		1,342	1,348	1,352	1,358	1,362

【現状】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が3施設、1時間が10施設、1時間半が1施設、2時間が14施設で園実施しています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

② 西部地域

延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		14	13	12	11	11
②確保提供 総数	120	120	120	120	120	120
差異 (②-①)		106	107	108	109	109

【 現状 】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が3施設、1時間が2施設で実施しています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

③ 北部地域

延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)		3	3	3	3	3
②確保提供 総数	50	50	50	50	50	50
差異 (②-①)		47	47	47	47	47

【 現状 】

- 全園で実施しています。
- 延長時間は30分が1施設、1時間が1施設で実施しています。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○ニーズは十分に確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所と調整を図っていきます。

(5) 病児・病後児保育事業（1区域）

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人日／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	300	1,431	1,379	1,335	1,283	1,245
②確保提供 総数	1,000	1,666	2,000	2,000	2,000	2,000
差異 (②-①)	700	235	621	665	717	755

※R元年度の①利用者推計総数および各年度の②確保提供総数は、病後児保育のみの人数

※R2年度以降の①利用者推計総数は病児・病後児保育の人数

【 現状 】

- 病児保育室は現在行っていません。
- 病後児保育室が東部地域に1施設あります。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○病児保育は令和2年8月以降、1施設開始予定です。

(6) 学童保育事業（放課後児童クラブ）（4区域）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

① 東部地域：低学年（1～3年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	1,070	1,124	1,143	1,122	1,096	1,057
②確保提供 総数	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
差異 (②-①)	41	▲13	▲32	▲11	15	54

【現状】

- 地域内11小学校の区域において事業が行われています。
- 東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。一方、大多数のクラブにおいては、利用希望者が定数に達していないため、要件に該当する児童が希望すれば入所できる状況です。
- 第二学童保育所、新町学童保育所については開設から十数年から数十年を経過しており、経年劣化による老朽化が施設のあらゆる部分で進んでおり、その都度修繕等により対応していますが、施設の建替えや大規模改修が必要な状況です。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を推進します。 ○老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。
R3年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○第二学童保育所、新町学童保育所、千ヶ瀬学童保育所については、老朽化に伴う外壁塗装および雨漏り修繕や、保育室やトイレを含む保育環境改善のための施設整備または大規模改修工事を実施します。

② 東部地域：高学年（4～6年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	163	161	171	180	187	186
②確保提供 総数	132	132	132	132	132	132
差異 (②-①)	▲31	▲29	▲39	▲48	▲55	▲54

【現状】

○東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。また、小学校低学年の児童に比べて高学年の方が入所ににくい状況となっています。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を推進します。 ○老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

③ 西部地域：低学年（1～3年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	187	154	133	115	113	102
②確保提供 総数	200	200	200	200	200	200
差異 (②-①)	13	46	67	85	87	98

【 現状 】

- 地域内3小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

④ 西部地域：高学年（4～6年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	39	36	32	28	22	20
②確保提供 総数	49	49	49	49	49	49
差異 (②-①)	10	13	17	21	27	29

【 現状 】

- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

⑤ 北部地域小曾木地区：低学年（1～3年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	10	12	10	8	8	8
②確保提供 総数	30	30	30	30	30	30
差異 (②-①)	20	18	20	22	22	22

【現状】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

⑥ 北部地域小曾木地区：高学年（4～6年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	1	0	2	2	1	1
②確保提供 総数	7	7	7	7	7	7
差異 (②-①)	6	7	5	5	6	6

【 現状 】

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○既存の施設を利用した事業を進めるために、関係機関との協議等を行い、多様な主体を活用した事業展開を図ります。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

⑦ 北部地域成木地区：低学年（1～3年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	13	10	9	7	7	6
②確保提供 総数	20	20	20	20	20	20
差異 (②-①)	7	10	11	13	13	14

【 現状 】

○地域内1小学校において事業が行われています。

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

○成木こどもクラブの施設については、外壁や雨どいが損傷しており、経年劣化による老朽化が進んでいる状況です。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○既存の施設は老朽化が進んでいるため、学校の転用可能教室で放課後児童クラブの事業を実施し、環境改善を行います。 ○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。

⑧ 北部地域成木地区：高学年（4～6年生）

放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	9	4	3	1	1	1
②確保提供 総数	9	9	9	9	9	9
差異 (②-①)	0	5	6	8	8	8

【現状】

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	<p>○既存の施設は老朽化が進んでいるため、学校の転用可能教室で放課後児童クラブの事業を実施し、環境改善を行います。</p> <p>○放課後子ども総合プランを強化し、遊びの場の拡大および幅広い年齢での遊びの共有による、質の向上を図ります。</p>

(7) 放課後子ども総合プラン・・・・・・・・

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進めます。

【 現状 】

(1) 放課後児童クラブの状況

令和元年度現在、東小学校（児童自立支援施設）を除く市内 16 小学校全てにおいて、学童保育事業を実施しています。詳細は（6）学童保育事業を参照してください。

(2) 放課後子ども教室の状況

令和元年度現在、東小学校を除く市内 16 小学校全てにおいて、放課後子ども教室を実施しています。

令和元年度の放課後子ども教室の平均利用者は下表のとおりとなっています。また、令和元年度の放課後子ども教室の平均利用者に、放課後児童クラブの利用人数を加えた、一体型の利用予想人数は表のとおりで、特に新町小、今井小など多人数になるところの実施方法が課題といえます。

放課後子ども教室の平均利用者（令和元年度 10 月現在）

学校名	人数	学校名	人数
第一小	46 人	河辺小	42 人
第二小	37 人	新町小	73 人
第三小	24 人	霞台小	22 人
第四小	30 人	友田小	38 人
第五小	39 人	今井小	67 人
第六小	22 人	若草小	45 人
第七小	30 人	藤橋小	23 人
成木小	15 人	吹上小	26 人
合計			579 人

一体型または連携型の利用人数（令和元年度10月現在）

学校名	人数	学校名	人数
第一小	65人	河辺小	71人
第二小	62人	新町小	105人
第三小	48人	霞台小	84人
第四小	60人	友田小	65人
第五小	100人	今井小	111人
第六小	46人	若草小	64人
第七小	38人	藤橋小	37人
成木小	30人	吹上小	—
合計			986人

※吹上小学校については、令和元年9月に新規開設をしており、一体型は今後実施予定

【 確保の方策 】

(1) 放課後児童クラブの令和元年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、すでに東小学校（児童自立支援施設）を除く全ての小学校区で実施されています。

令和6年度までに達成されるべき目標事業量は下表のとおりです。

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者推計総数	1,492	1,501	1,503	1,463	1,435	1,381
確保提供総数	1,558	1,558	1,558	1,558	1,558	1,558
学童保育所数	19	19	19	19	19	19
クラブ数	37	37	37	37	37	37

- (2) 一体型または連携型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在、小学校の教室を利用している、または、小学校に隣接している施設で放課後児童クラブを実施している学童保育所は、19学童保育所のうち17学童保育所（クラブ数では37クラブのうち33クラブ）となっています。このため、小学校の教室を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を一体型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

令和2年度以降も引き続き、週1回程度の一体型および連携型を実施していきます。

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一体型	17	17	17	17	17	17
連携型	2	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

- (3) 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

16校全校の実施を継続するとともに、実施日数増加を希望する学校・地域を調査把握し、ニーズにあった整備を進めていきます。

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	16	16	16	16	16	16
実施校	16	16	16	16	16	16
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

- (4) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、学校区ごとに、学校関係者も含め毎月1回程度の検討会を開催することとします。

その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。なお、プログラムや人員配置については、児童の安全面に十分配慮します。また、この検討会の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室、学校関係者で互いに、特別な配慮を必要とする児童の情報を共有し、対応していくこととします。

イ 連携型として共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に各学童保育所に移動することになるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

それぞれ第二小学校から干ヶ瀬学童クラブまでは約900m、第三小学校から大門こどもクラブまでは約600m、吹上小学校から大門こどもクラブまでは約700mあり、車の通行もある経路であることから、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブの指導員に加え、必要に応じて送迎スタッフの応援を検討します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校 16 校のうち、13 校が小学校の教室を利用しています。また、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の利用など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子ども教室の実施に当たっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

各小学校における放課後児童クラブおよび放課後子ども教室専用教室の有無

学校名	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
第一小	◎	○
第二小	○	○
第三小	◎	○
第四小	◎	○
第五小	◎	◎
第六小	◎	○
第七小	◎	◎
成木小	○	○
河辺小	◎	○
新町小	○	○
霞台小	◎	◎
友田小	◎	○
今井小	◎	○
若草小	◎	○
藤橋小	◎	○
吹上小	◎	○

◎専用教室で実施 ○専用教室無で実施

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

ウ 放課後児童クラブにおける余裕教室の利用に当たっては、「余裕教室を利用した学童保育事業の整備に関する年度協定書」を市長と教育委員会との間で締結し、その利用の円滑化を図ります。

(6) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施にかかる福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

- ア 放課後児童クラブの実施主体事務局である子ども家庭部子育て推進課および放課後子ども教室の実施主体事務局である教育部社会教育課と定期的な事務局打合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。
- イ 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に当たり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体の責任とします。
- ウ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討をしていきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、特別な配慮を必要とする児童への対応として、原則児童2人につき放課後児童クラブの職員を1人加配して対応しています。

放課後子ども教室に特別な配慮を必要とする児童が参加する場合には、必要に応じて、スタッフを加配して対応しています。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組等

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である令和6年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行います。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、職員やスタッフへ研修等の参加を促し、支援員の質の向上と子どもの健全育成を図る取組を強化していきます。

(10) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

令和元年度からの5年間において指定された各指定管理事業者が各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への理解が進むよう、各放課後児童クラブの幅広い周知について支援していきます。

11 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供総数

単位：人回／年

	現状	推計				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①利用者 推計総数 (量の見込み)	958	958	958	958	958	958
②確保提供 総数	4,720	4,920	5,120	5,320	5,520	5,720
差異 (②-①)	3,762	3,962	4,162	4,362	4,562	4,762

【現状】

○平成30年度末会員数：利用会員619人、提供会員232人、両方会員6人計857人となっています。

(2) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

○実施場所：市長が委託契約を締結した都内医療機関

○実施体制：妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します。(妊婦健康診査受診票は、妊婦が妊娠届出書を本市(健康センター)に提出した際に交付されます。)

1人当たり14回分の受診票が交付されます。また、超音波検査の受診票(1回分)、子宮頸がん検診の受診票(1回分)が交付されます。

○検査項目：一般健康診査

初回：問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査(血液型(ABO、Rh)、貧血、血糖、不規則抗体)、HIV抗体、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎、C型肝炎、風疹抗体検査

2～14回目：問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目(次の項目から1項目を選択)、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、NST(ノン・ストレス・テスト)

超音波検査：経腹法による断層撮影：胎児数、胎位、胎児の発育異常(羊水量の異常を含む)、胎盤の付着部位の異常、その他(妊娠・分べんに大きな影響のある異常)

子宮頸がん検診

○実施時期：受診票の有効期間は、交付の日(妊娠届出書提出時)から出産の日まで。

【確保の方策】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	○事業の積極的な広報活動に努め、利用者の状況に応じ母親の健康管理を図ります。

(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 (3区域)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	〇国の実施事業の内容に応じ実施していきます。

(4) 多様な主体が参画することを促進するための事業 (3区域)

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	〇需要の状況に応じ、事業所等からの申請にもとづき設置します。

(5) 児童虐待防止ネットワーク事業 (独自事業) (1区域)

青梅市要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク) の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員 (関係機関) の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

【 確保の方策 】

年度	確保の方策
R2年度～6年度	〇実施機関：青梅市子ども家庭支援センター 〇関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会開催や専門性強化を図る取組を行います。



第2章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

第2章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

1 子どもが伸びやかに育つまちづくり

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年8月には同法にもとづく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、国と地方公共団体の取組などがうたわれています。

本市においても、「子ども・若者育成支援推進」法にもとづく「子ども・若者計画」や、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづき、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者の支援や、子どもの貧困対策に関する施策の推進を図っていきます。

(1) 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。そのような中、文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」により、教育委員会・学校・家庭・地域住民・警察・市町村の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策に取り組むよう示しています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる遊び場を確保するとともに、だれもが生活しやすいまちをつくることが求められています。

凡例表記について

第2章子ども・子育て支援施策の具体的な展開において、各事業が「次世代育成支援法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」によるいずれの計画に基づいているかを明確にするため下記の凡例にて示しています。

【次世代】：青梅市次世代育成支援地域行動計画から継承する事業

【子・若】：青梅市子ども・若者計画

【貧困対策】：青梅市子どもの貧困対策計画

第2部 子ども・子育て支援のための事業

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
1	福祉のまちづくりの推進 【次世代】	「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。	福祉総務課
2	福祉マップの改定 【次世代】	①平成22年度に作成した福祉マップを保護者の視点を参考に、必要に応じ改定します。 ②次期改定時に、福祉マップのホームページ化を検討します。	福祉総務課
3	有害環境対策の推進 【次世代】 【子・若】	事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的規制を推進します。	子ども家庭支援課
4	子どもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進 【次世代】 【子・若】	①警察等と連携し、交通安全総点検を実施して、通学路の安全確保に努めます。 ②子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。 ③幼児・児童用自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。	市民安全課 都市整備部管理課 土木課 学務課
5	子どもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進 【次世代】 【子・若】	①通学路などに街路灯などの整備を図ります。 ②子どもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。 ③防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。	市民安全課 子育て推進課 都市整備部管理課 教育総務課 指導室
6	子育てにやさしいまちづくりの推進 【次世代】 【子・若】	子育て世帯の定住や転入を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。	住宅課
7	公園・緑地、児童遊園の活用 【次世代】 【子・若】	都市公園、児童遊園の定期的な施設の点検・清掃、遊具の更新などの管理を行います。	公園緑地課
8	公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成 【次世代】 【子・若】	公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。	公園緑地課
9	自然環境を生かした子育て環境づくり 【次世代】	恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び過ごせる場所づくりを検討します。	公園緑地課 子ども家庭支援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
10	子育て支援事業の拡充 【次世代】 【子・若】	市民センターなどを会場にした子育て支援事業を拡充するとともに自治会館などの既存施設の活用の拡大を図ります。また、ボランティアの協力を受けながら運営の充実を図ります。	子ども家庭支援課

(2)「生きる力」を育む教育の推進・・・・・・・・

子どもたちは、小・中学校において、基礎的な学力を身につけるとともに、家庭や地域において、様々な生活体験や職業体験、社会体験を積み重ねていきます。ところが、近年、子どもの遊ぶ機会が減り、家庭や地域の教育機能が低下して体験機会の減少が進むとともに、学ぶ意欲を失う子どもが増加し、学力の低下が心配されています。

今、その反省から、「生きる力」を育む教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。また、子どもたちの自立に向けて、地域や家庭で様々な体験機会をつくる取組が始まってきており、支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
11	就学前教育の充実 【次世代】 【子・若】	市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。	子ども家庭支援課 スポーツ推進課
12	学ぶ意欲と基礎学力の向上 【次世代】 【子・若】	①教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。 ②授業日数の弾力化により授業時数の充実を図ります。 ③登録制度などを活用し、市民講師による、実体験にもとづいた興味のもてる授業の充実を図ります。 ④学校図書館の充実とともに読書活動の充実を図ります。 ⑤小・中学校一貫教育により、9年間を通じた指導の充実を図ります。 ⑥サタデークラスの実施により、児童・生徒に基礎・基本の習得を図ります。	指導室
13	情報化や国際化に対応した学校教育の充実 【次世代】 【子・若】	①コンピュータを活用した教育の充実や、AET（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。 ②AETを各小・中学校に派遣し、英語指導・国際理解教育の充実を図ります。	指導室
14	児童・生徒への健全育成教育の充実	①教育相談の充実を図ります。 ②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。 ③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。	指導室 学務課

第2部 子ども・子育て支援のための事業

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
	【次世代】 【子・若】	④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。 ⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。 ⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。	
15	学校の教育施設・設備の充実 【次世代】 【子・若】	①校舎等の非構造部材耐震化により、防災対策の充実に努めます。 ②トイレなど、学校の教育環境の整備に努めます。 ③学校のバリアフリー化に努めます。	施設課 教育総務課
16	地域と連携した開かれた学校づくり 【次世代】 【子・若】	①開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実を図ります。 ②校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。	指導室 社会教育課
17	地域の教育力の向上 【次世代】 【子・若】	①青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実を図ります。 ②図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実を図ります。 ③地域の人材を発掘し、身につけた知識・技術などを広げていくため、人材登録制度を実施します。	市民活動推進課 社会教育課
18	体験的な学習の充実 【次世代】 【子・若】	①森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。 ②野鳥講座を継続して実施します。 ③伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実を図ります。	農林水産課 社会教育課 市民活動推進課 環境政策課 文化課
19	交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援 【次世代】 【子・若】	「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民体育大会などの実施、体育施設や運動広場、学校体育施設の開放などを行い、多様な活動を支援します。	文化課 スポーツ推進課
20	ジュニアスポーツ教室の開催 【次世代】 【子・若】	体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。	スポーツ推進課
21	家庭教育講座の充実 【次世代】 【子・若】	①その時々々の情勢にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実を図ります。 ②子どもの体験機会の充実に向けて、親の体験講座の充実を図ります。	社会教育課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
22	親と子の交流事業の推進 【次世代】 【子・若】	①親と子どものための体験事業の充実を図ります。	社会教育課 農業委員会
		②農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。	
23	青梅市青少年健全育成団体登録事業 【子・若】	登録された青少年健全育成団体の情報を市民に提供します。また、市民センター体育館等の各施設使用料の免除制度を適用させることにより、青少年が成長段階に応じて様々な体験活動ができる環境の整備を図ります。	子ども家庭支援課

(3) 子どもの人権の尊重

国は、平成29年に児童福祉法の一部改正を行い、法の理念として第1条に「子供の権利」を定め、児童の権利に関する条約にのっとり、全ての児童が福祉を等しく保障される権利の明確化を行いました。子どもたちの豊かな心を育てていくためには、乳幼児期から一人ひとりの子どもが多くの人から愛され、くつろぐことができる生活の場をつくるのが大切です。

子どもたちが社会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、子どもがまちづくりに参加できる機会を設け、子どもの視点や意見を反映していくことが重要です。思春期の自立に向けての様々な悩みを受け止められる体制の整備も必要となります。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制や、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする取組が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
24	児童の人権に関する理解の普及・啓発 【次世代】 【子・若】	①ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。	子ども家庭支援課 指導室
		②教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。	
		③広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	
25	個性を認め合う人権意識の醸成 【次世代】 【子・若】	①人権を大切にすることを養う教育の徹底を図ります。	指導室 市民安全課
		②児童虐待やいじめ、差別などの問題への取組を通して、人権教育を進めます。	
		③人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。	
26	子どもの視点に立った取組【次世代】 【子・若】	子ども議会やアンケート調査など、様々な事業において子どもの視点・意見を反映する取組を進めます。	企画政策課 子ども家庭支援課
27	子どもの相談体制の充実	①教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。	学務課 指導室

第2部 子ども・子育て支援のための事業

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
	【次世代】 【子・若】	②子どもの相談窓口を充実し、相談しやすい体制づくりを進めます。	子ども家庭支援課
28	青少年専門相談の充実 【次世代】 【子・若】	青少年のかかえる多様な問題を関係機関へつなげることにより、その問題に関する相談の充実を図ります。	学務課 指導室 子ども家庭支援課
29	スクールカウンセラーの配置 【次世代】 【子・若】	全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。	指導室
30	スクールソーシャルワーカー活用事業の導入 【次世代】 【子・若】	市専属のスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談体制の充実を図ります。	学務課 指導室
31	いじめ、不登校、児童虐待などへの取組 【次世代】 【子・若】	①教員研修や教育相談活動の充実を図るとともに、教育相談所と連携し、学校への心理相談員の派遣やスクールカウンセラーの配置を充実し、いじめや不登校などの問題に取り組めます。 ②要保護児童対策地域協議会を中心として、各関係機関が連携した取組を進めます。 ③小・中学校一貫教育を通して、小学校から中学校へ進学する際に、1人ひとりの個性を活かした対応を図ることで安心の向上に努めます。	学務課 指導室 子ども家庭支援課
32	適応指導教室の設置（ふれあい学級） 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	①不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。 ②適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。	指導室
33	教育相談研修の充実 【次世代】 【子・若】	教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。	学務課 指導室
34	児童の健全育成 【次世代】 【子・若】	①青少年対策各地区委員会の事業を支援していきます。 ②関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の防止の支援を行います。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
35	青少年問題協議会等の開催 【子・若】	青梅市青少年健全育成基本方針を策定、問題青少年の保護および指導ならびに矯正に関し協議、また、委員相互が情報交換することにより、青少年健全育成の推進を図ります。	子ども家庭支援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
36	子ども・若者育成支援強調月間等における周知啓発事業 【子・若】	子ども・若者育成支援強調月、青少年の非行・被害防止全国強調月間において、周知・啓発を行い市民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成および有害環境への適切な対応を図る取組を集中的に実施することにより、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	子ども家庭支援課

(4) 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

子どもたちが次世代の親になるためには、家庭や地域、学校などのコミュニティにおいて、様々な役割があり、そこで評価され、褒められて自分自身に自信を持ち、大人へ向けて自立するとともに、様々な職業について知り、体験して、自分に合った仕事を見つけていくことが必要です。子どもたちが地域社会に関心を持ち、その中で一定の役割を果たして評価され、行政の仕組みや役割を学んだりする機会や、意見を表明したり、子ども同士で自主的に活動し、自立に向けて経験を積むとともに、職業体験などにより、職業意識を持ち、定職に就くことを支援する取組が求められます。

また、子どもにとって遊びや学び、ふれあいなどができる安心で安全な居場所づくりが必要です。放課後子ども教室など、地域住民の参加と協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組を実施し、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、子どもの居場所づくりに努めるとともに、このような居場所づくりに必要な人材の確保や育成など地域との連携に努める必要があります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
37	地域や社会に関する学習機会の充実 【次世代】 【子・若】	①学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、市民の権利や、市民の義務などについての学習を充実します。 ②地域での体験学習機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。 ③子ども会活動の支援を行います。	指導室 社会教育課 市民活動推進課
38	地域コミュニティ活動への子どもの参画促進 【次世代】 【子・若】	①清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへの子どもの参画機会の充実を図ります。 ②子どもへの広報を拡充し、子どもの自主的な参画を促進します。	子ども家庭支援課 社会教育課
39	子どもの祭り・イベントづくり 【次世代】 【子・若】	①祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。 ②青梅市全体で子どもと大人が仲良くふれあえるような楽しいイベントを検討します。	社会教育課 市民活動推進課 子ども家庭支援課
40	子どもの居場所づくり 【次世代】 【子・若】	子育て支援事業で、放課後・週末などの児童の居場所づくりを目指し、拡充を進めます。	市民活動推進課 子ども家庭支援課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
41	中高生の居場所づくり 【次世代】 【子・若】	①総合体育館の個人開放事業を継続します。	スポーツ推進課 社会教育課 子ども家庭支援課
		②中高生の居場所づくりに取り組みます。	
42	職業意識や能力の向上の支援 【次世代】 【子・若】	①中高生の職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身につけるキャリア教育の充実を図ります。	商工観光課 指導室
		②関係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。	

(5) 子どもの健全な成長への支援

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。

そのため、基本的な生活習慣について幼少期から身に付けさせるための取組として、幼児教育等を推進します。

また、生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図るとともに、食育を通じて、子供たちが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるようにします。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
43	児童・生徒への健全育成教育の充実（再掲） 【次世代】 【子・若】	①教育相談の充実を図ります。	指導室 学務課
		②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。	
		③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。	
		④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。	
		⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。	
		⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。	
44	若者の自立等支援事業 【子・若】	社会生活を円滑に営む上での困難を有するひきこもり等の状態にある若者等に対して、個別に働きかけ、具体的な支援を実施し自立につなげます。	子ども家庭支援課

2 子育ての喜びを感じられるまちづくり

(1) 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり

子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、全ての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女がともに育児に積極的に参画できるよう、男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりを始め、男性の働き方の見直しを含めて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
45	子育てにやさしい企業・地域の実現 【次世代】	①関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。 ②育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。 ③企業や店舗と協力し子育てにやさしい店や企業づくりへの支援を検討します。	市民活動推進課 商工観光課 子ども家庭支援課
46	女性の就労の支援 【次世代】	①女性の再雇用や就労、起業を支援する講座や講演会の充実を図ります。 ②働く女性の職業能力開発および就業意欲の向上のため、パソコン教室など学習機会の充実を図ります。	商工観光課 市民活動推進課
47	家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画 【次世代】	男女共同による家事・育児への参加促進に向けて、講演会・セミナーなどにより、市民・企業への啓発を行います。	市民活動推進課
48	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【次世代】	ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓もうを図ります。	市民活動推進課 商工観光課 子ども家庭支援課
49	次代の親の育成 【次世代】 【子・若】	①男女がともに子育てや教育に参加し、家族のパートナーシップの強化を促すよう、講座や情報紙などによる啓発を行います。 ②子どもが男女とも家事を手伝うよう、子ども料理教室や家事分担カレンダーの作成・配布、通学合宿の実施などを進めます。	市民活動推進課 社会教育課
50	男女平等セミナーの開催 【次世代】	青梅市男女平等推進計画にもとづき、セミナーを開催します。	市民活動推進課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
51	青梅市男女平等推進計画の推進 【次世代】	青梅市男女平等推進計画にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進捗よく状況報告書を作成し、各事業の内容を確認します。	市民活動推進課

(2) 地域・世代間交流を進めるまちづくり

核家族化が進み、子育て不安が高まる中で、子育て中の親は交流機会を増やすことを望んでいます。また、子どもが生きる力を身につけ、自立するためには、多くの大人との交流の中で子どもが育つことが必要です。

本市では各地域において子ども会があり、地域の方々との交流を中心とした活動が行われてきました。しかし、近年、少子化や子ども会を支える親の負担の増加などを背景として子ども会の数の減少や活動の低下が起きている。地域で子どもを育てていくためには、子ども会の果たす役割は大きなものと考えられることから、今後も子ども会が存続していきけるよう人材の確保、育成を始めとした取組を進めるとともに、親子の交流や子どもと高齢者との交流を促進するなど、子育てにおける地域の力を高めていくことが求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
52	地域・世代間交流事業の推進 【次世代】 【子・若】	①子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母やNPO法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。 ②昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。 ③自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。 ④運動会、盆踊り、文化祭などの事業とともに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。 ⑤PTAやNPO法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課 社会教育課
53	青少年健全育成・青少年対策事業 【子・若】	青少年対策各地区委員会が実施する各種事業について補助金を交付することにより、当該事業の適正な運営を推進し、さらに青少年が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子のふれあい、異年齢交流や地域交流を通じて、地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。	子ども家庭支援課

(3) 地域の子育ての場とネットワークづくり

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動、地域での見守り等について、個人、グループ、団体等が連携し、地域全体で子育てを支援するボランティアネットワークづくりを進め、子育て支援の充実や次世代を担う子どもの育成を行います。

また、世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題となっており、子育てサークル等のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
54	地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進 【次世代】 【子・若】	①自治会、子ども会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。 ②地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。 ③子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動などと連携した活用を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課
55	地域住民の主体的活動の支援 【次世代】 【子・若】	①地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館、商店街の空き店舗、高齢者福祉施設などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン（広場）の設置など地域支援を進めます。 ②子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。	商工観光課 子ども家庭支援課 高齢者支援課 市民活動推進課
56	青少年リーダーの育成 【次世代】 【子・若】	小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ、子ども会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。	社会教育課
57	地域のボランティアの育成 【次世代】 【子・若】	①各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。 ②青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、地域のボランティアの育成に努めます。	市民活動推進課
58	子育てボランティアの育成 【次世代】 【子・若】	子育て支援センターなどの親子ふれあい事業やNPO法人の活動支援などを通じて、市民相互の子育て支援グループの育成を図ります。	子ども家庭支援課 市民活動推進課

3 全ての子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 子育て相談・情報提供体制の充実

子ども家庭支援センターを始め、保育所、幼稚園、健康センター、保健所、学校などにおいて、身近で気軽に相談できる子育て相談の場の充実が望まれています。

今後は情報提供の一層の充実とともに、総合的な相談窓口と地域ごとに窓口を設置するなどの相談体制の整備が必要になります。

インターネットや電話を利用した情報提供・相談の充実や、「待つ」相談体制だけではなく、孤立している親たちを支援する「地域に出向く」相談体制についても検討が必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
59	保育所相談体制の充実 【次世代】 【子・若】	地域ごとの相談体制の確立を目指し、相談体制の周知、職員の適正な配置と職員研修の充実による認識の向上に努め、内容の充実を図ります。	子ども家庭支援課
60	相談サービスネットワークの整備 【次世代】 【子・若】	子ども家庭支援センターを拠点とし、子育て支援センター、子育てひろばなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
61	指導・相談体制の充実 【次世代】 【子・若】	①育児不安への対応などを中心に、個別相談の実施を充実します。 ②いじめや不登校の相談など教育相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課 健康課 指導室
62	子育て支援講座の充実 【次世代】 【子・若】	子育てを支援する講座の充実に努めます。	子ども家庭支援課
63	親子サロン・赤ちゃんサロンの充実 【次世代】	子どもを遊ばせながら、親同士の交流や子育て相談の充実を図ります。	子ども家庭支援課
64	子育てひろば事業などの活用 【次世代】 【子・若】	絵本の読み聞かせなどを通じ、絵本と出会う機会づくりと親子の交流を進めます。	子ども家庭支援課 社会教育課 健康課
65	こんにちは赤ちゃん事業の充実 【次世代】 【子・若】	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握をすることにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境を整備します。	子ども家庭支援課

(2) 子育て支援サービスの充実

保護者の経済的な負担を軽減するため、各種の支援策が求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
66	幼稚園、小学校の連携の推進 【次世代】	幼稚園と小学校との連携に向けて、各幼稚園への情報提供を行います。	子育て推進課
67	子育て世帯への支援 【次世代】	おむつの無料回収を行い、子育て世帯を支援します。	清掃リサイクル課

(3) 地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化

No.	事業名	事業の内容	担当部署
68	子育てにやさしいまちづくり（赤ちゃんふらっと事業）の推進	外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。	商工観光課 子ども家庭支援課
69	子育て教室の開催（母親学級、離乳食・幼児食教室）	妊娠・出産・育児について学ぶ講座の充実を図ります。離乳食・むし歯予防等についての講座等を開催します。	健康課
70	乳幼児医療費助成の実施	義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
71	子どもや母親、妊婦の健康の確保	①母親学級（母性科・育児科）・両親学級の開催、電話相談等により育児に対する不安の解消を図り、良いお産の促進を図ります。 ②母子手帳、啓発紙・冊子の発行・配布により、子どもの事故の防止を図ります。 ③相談事業やグループワークにより、母親のストレス防止や児童虐待の発生を予防します。 ④10代の親に対する育児支援に努めます。	健康課
72	妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進	妊産婦を対象に、健康診査を実施します。	健康課
73	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
74	乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導（健康指導）の実施	乳幼児の発育・離乳食・むし歯予防などについて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員による健康相談を実施します。	健康課
75	妊婦食教室・離乳食教室・幼児食教室の実施	妊婦食・離乳食・幼児食の栄養についての講義と調理実習または試食を行います。	健康課

第2部 子ども・子育て支援のための事業

No.	事業名	事業の内容	担当部署
76	乳幼児健康診査の実施	①3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。 ②未受診児に対し、フォローを行います。	健康課
77	幼児体操教室の開催	4歳から6歳児を対象に、ボールやフープなどの手具を使った運動やゲームを行います。	スポーツ推進課
78	幼児歯科相談の実施	2歳児と2歳6か月児を対象に、歯科健康教育・歯科健康診査・予防処置を実施します。	健康課
79	幼児歯科健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
80	次代の親の育成 (再掲) 【子・若】	市内の中学・高校等と連携し乳幼児とのふれあいの機会づくりを充実させます。	子ども家庭支援課

(4) 施設職員に対する支援・・・・・・・・

No.	事業名	事業の内容	担当部署
81	研修および人材確保等に対する支援の実施 【子・若】	教諭・保育士等の質を向上させるための研修や人材確保等に対する支援に努めます。	子育て推進課

(5) 放課後等の居場所づくりへの支援・・・・・・・・

No.	事業名	事業の内容	担当部署
82	地域の居場所づくり 【子・若】	①子育て支援センターにおいて乳幼児の居場所づくりを支援します。 ②各市民センターや青梅市文化交流センターなど地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。	子ども家庭支援課 社会教育課 市民活動推進課

4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実

(1) 教育・保育サービスの充実・・・・・・・・

保育所において多様なサービスを提供できる体制を整え、保育ニーズに対応していくことが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
83	保育所の情報提供 【次世代】	保護者に対し、保育所の情報提供を充実、強化します。	子育て推進課
84	夜間保育事業の促進 【次世代】 【子・若】	関係機関と実施について協議していきま す。	子育て推進課
85	子育て短期支援事 業(トワイライトス テイ)の検討 【次世代】 【子・若】	関係機関と実施について協議していきま す。	子育て推進課 子ども家庭支援課

(2) 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等 の円滑な利用の確保・・・・・・・・

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

No.	事業名	事業の内容	担当部署
86	子ども家庭支援セ ンター事業の充実	子ども家庭支援センター事業については、 組織の強化を含めて拡充し、総合相談、情 報提供などを進めます。	子ども家庭支援課

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No.	事業名	事業の内容	担当部署
87	就学前教育の充実と小学校との連携(再掲)	保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。	指導室 子育て推進課
88	放課後子ども教室の拡充	地域で子どもたちを育む環境づくりと子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。	社会教育課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業の内容	担当部署
89	多世代・異年齢交流事業の推進	子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進します。	子ども家庭支援課
90	子どもの居場所づくり(再掲) 【子・若】	次世代育成支援地域協議会の検討報告書にもとづき、既存施設を利用し、子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。	子ども家庭支援課
91	子育てグループづくり	各施設における親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。	健康課 子ども家庭支援課
92	保育所の整備・充実の支援	施設整備計画にもとづき、私立保育所等の整備、充実を支援していきます。	子育て推進課
93	延長保育事業の充実	2時間延長保育等の内容の充実を図ります。	子育て推進課
94	休日保育事業の実施	休日保育の拡充を図ります。	子育て推進課
95	保育所・幼稚園等への巡回相談員等派遣事業の充実	市内全保育所および幼稚園等に、臨床心理士等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見とその対応の充実を図ります。	子育て推進課

(4) 子育て世代の保護者負担の軽減

No.	事業名	事業の内容	担当部署
96	義務教育就学児医療費助成の実施	義務教育就学児の医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て推進課
97	幼稚園等保護者への支援	幼稚園等に在園する子を持つ保護者の負担軽減のため補助を行い支援します。	子育て推進課
98	児童手当の支給	児童手当（国制度）の適正・迅速な支給を実施します。	子育て推進課
99	交通機関利用児童通学費補助	公共交通機関を利用して市立小学校・中学校へ通学する児童・生徒の保護者に対して、通学費を補助します。	子ども家庭支援課
100	ひとり親家庭等への医療費助成の実施 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	子育て推進課
101	情報提供の充実	ライフサイクルに応じた記載など、さらに充実した「子育て支援ガイド」を作成するとともに、子育て世代の保護者がスマートフォン等により子育て支援情報を取得できる子育てモバイルを運用します。	子ども家庭支援課
102	統合保育の充実 【子・若】	障害のある乳幼児と一緒に保育する統合保育を市内保育所等で実施し、必要な周知を図ります。	子育て推進課
103	第三者評価サービスの実施	利用者のサービス選択のための情報提供と保育サービスの質を確保するため、市内の全保育所で第三者評価サービスを実施します。	子育て推進課

5 保護者と子の健康づくり

(1) 保健・医療体制の充実

核家族が増えるとともに、悩みや不安を持つ親が増えており、母子保健、小児医療などの適切な対応が求められています。

本市では、青梅市健康センターを拠点にして各種保健事業を行うとともに、日曜日、祝日等の救急患者のために青梅休日診療所・東青梅休日歯科診療所を設置しており、さらに青梅市立総合病院等で救急医療体制をとっています。

今後も子どもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実が必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
104	休日診療の実施 【次世代】	日曜日、祝日、年末年始に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所および東青梅休日歯科診療所において内科・小児科、歯科の診療を実施します。	健康課
105	平日夜間診療の実施 【次世代】	平日の夜間に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所において内科、小児科の診療を実施します。	健康課
106	市内医療機関の診療の実施 【次世代】	小児科を標榜している市内の医療機関において診察します。また、青梅市立総合病院等において、第二次救急医療体制および第三次救急医療体制をとっています。	健康課

(2) 保護者と子の健康づくり支援の充実

保護者と子の健康づくりを推進するため、母子保健事業については、青梅市健康センター、子ども家庭支援センターおよび各医療機関で連携し、生涯を通じた健康づくり、疾病予防を行い、総合的な健康づくりを目指す視点から、多様な支援を実施することが必要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
107	むし歯予防教室の開催 【次世代】	8～12か月の子どもと親を対象に、むし歯予防教室を実施します。また、永久歯のほう出開始時期である5歳児に対し、むし歯予防教室（ビーバークラス）を実施します。	健康課
108	「食育」の推進 【次世代】 【子・若】	望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供（乳幼児～思春期、妊娠期）を充実します。	健康課

(3) 思春期保健対策の推進

思春期は来るべき青年期に向けて自立の準備を行う転換期であり、睡眠不足や食生活の乱れ、喫煙や飲酒、薬物乱用など体や心の健康の問題を抱えやすい時期でもあり、子どもたちが正しい知識や生活習慣を身につけ、自らの健康づくりができるよう支援していくことが重要です。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
109	思春期保健対策の推進 【次世代】 【子・若】	①発達段階に応じた適正な性教育を行います。 ②喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。 ③心の問題について相談体制の整備を図り、教育相談活動の充実に努めます。 ④市内の中学生を対象とした、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。 ⑤市民を対象とした薬物乱用防止の啓発活動を実施します。 ⑥東京都薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会を開催し、薬物乱用防止に向けた取組の検討を行います。	健康課 学務課 指導室

6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

(1) 子どもの虐待防止の取組の充実

国は、平成28年に児童福祉法の一部改正を行い、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村および児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じた。「児童福祉法の理念の明確化」では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化し、「児童虐待の発生予防」では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減することとしています。「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」や「被虐待児童への自立支援」などが図られました。児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることから、様々な問題を抱える家族や子どもへの虐待ケースなど、総合的な相談ができる窓口体制の充実を図るとともに、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護、子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得などが求められています。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
110	児童虐待の未然防止と被害に遭った子どもの支援 【次世代】 【子・若】	学校、保育所、警察等の関係機関との連携強化を進め、児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。	子ども家庭支援課 健康課 指導室 障がい者福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭や養育者家庭の家事や子育ての援助が必要な家庭に対し支援するとともに、自立へ向けた安定的な就業支援や経済的な支援などが求められます。特に、父子世帯については、子どもの世話など子育て支援が求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
111	ひとり親家庭等の自立支援の推進 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。	子ども家庭支援課

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

障害や発達に遅れのある子どもの保護者の中には、介護や療育、障害のない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しており、重い負担を背負っている人も少なくありません。このため、障害福祉サービス等によって子どもの生活支援が十分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。また、障害のある子どもが入所・入学

した場合に対応できる保育士・教師の確保や、特別支援教育の展開に向けて保護者に対する理解と啓発を図ることも重要です。

学校、家庭、地域および、関係機関等との連携のもと、障害や発達に遅れのある子どもに対して、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を行っていくことが求められます。

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
112	支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・早期支援 【次世代】 【子・若】	各種の健診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会を通じて、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、早期支援に努めます。	健康課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課
113	障害児施策の充実 【次世代】 【子・若】	保健・医療・福祉・教育等が連携し、障害児の健全発達支援と生活支援を図るとともに、学習障害等への教育的支援を行います。また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者の経済的支援を図ります。	障がい者福祉課 健康課 学務課
114	特別支援教育の推進 【次世代】 【子・若】	①障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通し、施設の整備を含めた特別支援教育のさらなる展開を進めます。 ②リーフレットによる理解・啓発と保護者、市民向けの研修会の充実を図ります。	施設課 障がい者福祉課 学務課
115	心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施 【次世代】 【子・若】	障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。	障がい者福祉課
116	心身障害者(児)居宅介護事業の実施 【次世代】	障害支援区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。	障がい者福祉課
117	私立幼稚園への支援 【次世代】 【子・若】	心身障害児教育事業費補助を行い支援します。	子育て推進課
118	地域活動支援センター事業の充実 【次世代】 【子・若】	地域で生活している障害者(児)およびその家族に対して、相談支援体制を整備し、必要な支援を行います。	障がい者福祉課
119	障害のある児童の居場所づくり 【次世代】 【子・若】	障害のある児童の放課後等における療育の場を整備し、安心して活動できる場所を提供します。	障がい者福祉課

(4) 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援

貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子どもが健やかに成長できるよう、関係各課で連携を強化し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援および経済的支援の4分野の施策の充実を図ります。

① 教育の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
120	私立幼稚園等・保護者への補助金 【貧困対策】	私立幼稚園や幼稚園類似施設または認定こども園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、所得に応じて補助金を交付します。	子育て推進課
121	受験生チャレンジ支援貸付事業 【子・若】 【貧困対策】	学習塾等の費用や高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の方に無利子で貸付を行うことにより、中学3年生や高校3年生またはそれに準じる家庭への支援を行います。	福祉総務課
122	子どもの学習・生活支援事業 【子・若】 【貧困対策】	経済的な理由により十分な学習ができない小学6年生・中学生を対象に、家庭訪問による学習支援やその保護者に対する進学指導等を行います。	生活福祉課
123	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
124	就学援助 【子・若】 【貧困対策】	経済的な理由で小・中学校の教育費支出が困難な家庭に対し、学用品や修学旅行費等の一部および給食費等を援助します。	学務課
125	青梅市育英資金(奨学金)融資 【子・若】 【貧困対策】	高校および大学等の就学奨励のため、保護者の方を対象とした奨学金を融資します。	学務課
126	教育相談所 【子・若】 【貧困対策】	幼児・小学生・中学生に関しての不登校、学習、心配な行動などの様々な悩みについて相談に応じます。	学務課
127	適応指導教室の設置(ふれあい学級) (再掲) 【子・若】 【貧困対策】	①不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。 ②適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。	学務課
128	特別支援教室 【子・若】 【貧困対策】	障害のある幼児・児童・生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。	学務課

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
129	学力向上対策事業「サタデークラス」 【子・若】 【貧困対策】	市民センター等において、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、教育課程時間外の土曜日に、算数・数学・国語の学習を支援します。	指導室
130	学校の放課後補修事業「ステップアップクラス」 【子・若】 【貧困対策】	市内小・中学校において、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、放課後等に、算数・数学・国語の学習を支援します。	指導室
131	放課後子ども教室「タヤケランド」 【子・若】 【貧困対策】	小学校の余裕教室等を利用し、放課後にスポーツや文化活動のほか、様々な体験活動や学習機会を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。	社会教育課

② 生活の支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
132	自立相談支援事業 【貧困対策】	生活上での様々な問題に応じた継続的な相談を行い、必要な支援を相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
133	家計改善支援事業 【貧困対策】	相談者が自分自身で家計の問題を把握し、適切な家計管理ができるよう支援します。	生活福祉課
134	住居確保給付金事業 【貧困対策】	離職等により住居を失った方または失うおそれがある方で、就職に向けた活動することを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活福祉課
135	乳幼児ショートステイ事業 【貧困対策】	保護者が病気、出産、出張等で一時的にお子さんを養育できない場合に、保護者によって7日間を限度に保育します。	子ども家庭支援課
136	子ども食堂推進事業 【貧困対策】	民間団体等が行う地域の子どもへ食事および交流の場を提供する取組について、その経費の一部を補助し、各中学校区に一か所程度の実施を目指します。	子ども家庭支援課
137	育児支援ヘルパー事業 【貧困対策】	産前・産後の母親の心身が不安定な時期であって、他に支援する者がなく、母親の体調不良、育児ストレス等で家事および育児が困難な妊産婦に対して、無料でヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
138	こんにちは赤ちゃん事業 (再掲) 【次世代】 【貧困対策】	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境を整備します。	子ども家庭支援課
139	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 【貧困対策】	義務教育終了前のお子さんのいるひとり親家庭で、生活環境の激変により日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
140	市営住宅 【貧困対策】	住宅に困窮する世帯を対象として市が家族向けの住宅を設置・管理します。	住宅課

③ 保護者に対する就労支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
141	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【貧困対策】	就職に必要な技能習得や資格の取得をするため、指定の教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
142	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 【貧困対策】	就職に有利な国家資格（看護師等）を取得するために養成機関において修業する場合、給付金を支給します。	子ども家庭支援課
143	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲） 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
144	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 【次世代】 【子・若】 【貧困対策】	ひとり親家庭の母または父を対象に、個々の状況に応じた就職支援を母子・父子自立支援員が行います。	子ども家庭支援課
145	就労支援員による就労支援 【貧困対策】	生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が、履歴書の書き方や面接の対応の相談、仕事に就くための支援をハローワークと連携して行います。	生活福祉課

④ 経済的支援

No.	事業名	事業の内容	主な担当課
146	児童扶養手当 【貧困対策】	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て推進課
147	児童育成手当 【貧困対策】	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）を支給します。	子育て推進課
148	ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親医療証） 【貧困対策】	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て推進課
149	私立幼稚園等・保護者への補助金（就園奨励費補助金・保護者補助金・入園料補助金）（再掲） 【貧困対策】	私立幼稚園や幼稚園類似施設または認定こども園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、所得に応じて補助金を交付します。	子育て推進課
150	受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲） 【子・若】 【貧困対策】	学習塾等の費用や高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の方に無利子で貸付を行うことにより、中学3年生や高校3年生またはそれに準じる家庭への支援を行います。	福祉総務課
151	住居確保給付金事業（再掲） 【貧困対策】	離職等により住居を失った方または失うおそれがある方で、就職に向けた活動することを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活福祉課
152	母子および父子福祉資金・女性福祉資金貸付 【貧困対策】	母子・父子家庭の方等を対象に、修学、就学支度等の各資金をお貸しします。	子ども家庭支援課
153	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（再掲） 【貧困対策】	就職に必要な技能習得や資格の取得をするため、指定の教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課
154	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（再掲） 【貧困対策】	就職に有利な国家資格（看護師等）を取得するために養成機関において修業する場合、給付金を支給します。	子ども家庭支援課
155	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲） 【貧困対策】	ひとり親家庭の親および児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者が実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。	子ども家庭支援課



第3部 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを決めました。計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに添えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

(1) 市民の参画と協働

子ども・子育てをめぐる問題は、地域や社会の仕組み全体と大きくかかわりを持っています。そのため、子育てを単に家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域や関係機関との連携のもと、また、子育てボランティアやNPOなど協働で取り組み、この計画を推進していきます。

(2) 計画の推進体制

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の各種施策や、次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

また、若者の自立や子どもの貧困といった新たな課題に対する施策には、教育委員会（学校）との連携は不可欠です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、共通の課題意識を持ち、横断的に取り組んでいくことが大切です。

2 それぞれの分野での役割

子ども・子育ての各種施策が円滑かつ確実に実施され機能を発揮させるには、体制の整備だけでなく、市民、家庭、施設、地域、企業、行政それぞれの分野がしっかりとした自覚を持ち、社会全体としての共通認識を持たなければなりません。

(1) 市民の役割

これまでの多くは、行政が公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。

しかし、地方分権が進展する中、魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。また、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になってきました。

一方、市民による社会貢献活動への参加意欲が高まり、市民の間にも、地域の様々な課題を自発的な取組によって解決していこうという機運が広がりつつあります。

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められています。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を組織する基礎的な集団であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。

子どもの思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域と連携し、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感などを育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

(3) 教育の役割

保育所、幼稚園、学校は、子どもの健やかな成長の過程で最も重要な時期を過ごす場であり、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。

さらに、集団生活を通して集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関として、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していく必要があります。

(4) 地域の役割

地域社会は、地域に住む全ての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

また、地域にとって、子どもや青少年は次代を担う、かけがえのない「宝」であるという認識のもと、子どもの成長や青少年の交流を見守り、育てていくことが必要です。

地域社会は、そこに住む人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場であり、子どもは、地域社会とのかかわりの中で社会性を身につけて成長していきます。

こうしたことから、全ての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深め、自治会など地域における各種の組織・団体が相互に連携し、家庭や行政では十分に行えない部分について手を差し延べ、積極的な活動を展開することが期待されます。

また、家庭における子育て機能の低下が言われている中、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むなど、子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

(5) 企業の役割

企業は、夫婦の共働きが増大する中で、従業員に対して積極的な子育て支援を担う役割も増大しています。

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されます。職業生活と家庭生活との調和を保ち、就業環境・条件の整備を推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに努め、社会に貢献する必要があります。

また、地域社会の一員として、子育てにかかわる自主的な活動を展開するなど、地域社会へのより一層の貢献と参画に努めることが必要です。

(6) 行政の役割

市は、この計画の内容を広く市民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と調整、連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、子ども・若者などの支援をきめ細かく展開することが求められており、「仕事」、「保健・医療」、「子育て」、「教育」、「男女共同参画」、「環境」などの幅広い視点から総合的に少子化対策を推進しなければなりません。

施策・事業の実施主体として全庁的な体制で取り組むとともに、関係機関・団体等との連携のもと、各担当課が共通認識のもと、地域の実情や住民のニーズに応えるよう効果的に着実に施策を推進する必要があります。

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「青梅市子ども・子育て会議」や、庁内組織である「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」において、PDCAサイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。

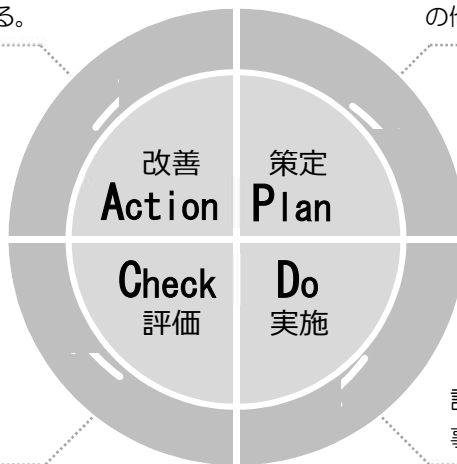
また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、第3部も含め、計画期間中であっても、各年度施策の検証を行い、必要な見直しを行うこととします。

PDCAサイクルのプロセスのイメージ

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、見込み量や確保方策の変更や事業の見直し等を実施する。

「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の見込み量の設定やその他確保方策等を定める。

「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の整備目標については、年に1回その実績を把握し、国や都の動向も踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画の中間評価として分析・評価を行う。



計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



資料編

1 児童福祉法（抜粋）

（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

最終改正：令和 1 年 6 月 26 日号外法律第 46 号

第一節 国及び地方公共団体の責務

〔保護者の支援〕

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

〔支援業務の適切な実施〕

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第四節 実施機関

〔市町村が行う業務〕

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

〔支援を行うための拠点の整備〕

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第二章 福祉の保障

第二節 居宅生活の支援

第六款 子育て支援事業

〔子育て支援事業に関する市町村の責務〕

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようによりすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

〔必要な措置の実施〕

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

〔放課後児童健全育成事業の利用促進〕

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

〔乳児家庭全戸訪問事業等〕

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年法律第八十二号) 第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

- ② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
- ③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔母子保健に関する事業との連携及び調和の確保〕

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

〔情報の収集及び提供等〕

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

〔秘密を守る義務〕

第二十一条の十二 前条第三項の規定により行われる情報の提供、相談及び助言並びにあつせん、調整及び要請の事務（次条及び第二十一条の十四第一項において「調整等の事務」という。）に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔監督上必要な命令〕

第二十一条の十三 市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

〔国及び地方公共団体の責務〕

第二十一条の十六 国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。

2 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図り

ながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護す

る小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（平成21年7月8日号外法律第71号）

最終改正：平成27年9月11日号外法律第66号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

4 子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成 25 年 6 月 26 日号外法律第 64 号）

最終改正：令和 1 年 6 月 19 日号外法律第 41 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
 - 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 計画策定の経過

年月日	青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
平成30年		4月27日	平成30年度第1回 <ul style="list-style-type: none"> 青梅市子ども・子育て支援事業計画算定にかかるニーズ調査について 友田保育園の利用定員の変更について
		7月20日	平成30年度第2回 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について 青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について
8月10日～ 8月31日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施		
		8月20日	平成30年度第3回 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画にかかる国の指針(仮称)について
		10月15日	平成30年度第4回 <ul style="list-style-type: none"> 保育所の利用定員の設定について 青梅市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査中間集計について 青梅市子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の開設について
		11月8日	平成30年度第5回 <ul style="list-style-type: none"> 保育所の利用定員の設定について 認定こども園の利用定員の設定について
		12月7日	平成30年度第6回 <ul style="list-style-type: none"> 保育所の利用定員の設定について
		2月14日	平成30年度第7回 <ul style="list-style-type: none"> 施設型給付幼稚園への移行について 保育園の利用定員の変更について 平成31年1月末時点での保育所入所申請状況について 青梅市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の調査結果について

年月日	青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会等	年月日	青梅市子ども・子育て会議
令和元年		4月25日	令和元年度第1回 ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）
6月24日	令和元年度第1回 ・青梅市子ども・子育て支援事業計画量の圏域の設定について ・青梅市子ども・子育て支援事業計画の章立てについて		
		6月27日	令和元年度第2回 ・平成30年度青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告について ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について
7月9日	令和元年度第2回 ・青梅市子ども・子育て支援事業計画量の見込み推計表（案）について		
		7月29日	令和元年度第3回 ・青梅市保育対策検討委員会開催について ・幼児教育・保育の無償化について ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について
		8月19日	令和元年度第4回 ・青梅市保育対策検討委員会開催について ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について
9月26日	令和元年度第3回 ・青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について		
		10月7日	令和元年度第5回 ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について
11月15日 ～29日	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメント実施		
令和2年		1月9日	令和元年度第6回 ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申書（案）について ・認定こども園の利用定員の設定について
		2月6日	令和元年度第7回 ・第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画（答申） ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について

6 青梅市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定にもとづき、青梅市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関する事。

(委員)

第3条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 子どもの保護者 2人以内
- (3) 事業主を代表する者 1人
- (4) 労働者を代表する者 1人
- (5) 子育て支援に関する事業に関係する者 7人以内

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第4条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

7 青梅市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

区分	職名	氏名	備考	
学識経験者	明星大学特任教授	◎奥田 晃久		
子どもの保護者	市民委員	青木 まゆみ		
	市民委員	野口 翔平		
事業主代表	嶋崎税務会計事務所 副所長	嶋崎 雄幸		
労働者代表	青梅市商工会議所 地域振興部長	○山崎 克己		
子育て支援に関する事業に関係する者	保育所の代表	青梅市保育園理事長 会会長	岩浪 良夫	
		青梅梨の木保育園長	宮川 美子	
	幼稚園の代表	ねむのき幼稚園長	塩野 治	
	小学校の代表	青梅市立今井小学校 校長	増田 優子	
	学童保育の代表	青梅放課後児童健全育 成事業者連絡会会長 株式会社モアスマイル プロジェクト(ほうかご NICOLAND)経営担当	空野 竜雄	
	子育て支援事業 者の代表	特定非営利活動法人 子どもと文化の NPO 子ども劇場西多摩常 任理事	川野 薫	
	民生児童委員の 代表	青梅市民生児童委員 合同協議会理事	関山 利行	

◎：会長 ○：副会長、職名は在任中のもの（順不同・敬称略）

8 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱

平成 25 年 6 月 1 日

実施

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

1 設置

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定にもとづく青梅市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に必要な事項の検討および事業計画の実施状況の検証のため、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員 11 人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 子ども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、スポーツ推進課長、学務課長および社会教育課長

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 事業計画の検討事項についての調査および研究ならびに事業計画の実施状況の検証を行うため、委員会に部会を置く。

- (2) 部会は、次の 14 人以内をもって組織する。

ア 部会長 子育て推進課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

- (3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。

(4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から実施する。

11 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

9 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会委員名簿

令和元年度委員

役 職 名	氏 名
子ども家庭部長	◎渡辺 慶一郎
健康福祉部長	○齋藤 剛一
企画政策課長	松永 和浩
市民活動推進課長	吉崎 龍男
障がい者福祉課長	茂木 正
健康課長	丹野 博彰
子育て推進課長	加藤 博之
子ども家庭支援課長	木村 芳夫
スポーツ推進課長	野村 正明
学務課長	石川 裕之
社会教育課長	塚本 智信

◎：委員長 ○：副委員長

10 用語解説

<あ行>

I o t

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである

M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブという。

<か行>

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

学童保育所

共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設。

<さ行>

小1の壁

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

スクールカウンセラー

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士等が子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整すること。

<た行>

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

<な行>

認可保育所

児童福祉法にもとづく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

<は行>

パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

パートナーシップ

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体のこと。

PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

フレックスタイム制

1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を進めること。

放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する場。

<や行>

幼保一元化

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園の2つの機能の一体化を意味する。子育て支援、過疎地の定員割れ、少子化対策、待機児童の解消などの諸問題を解決する具体策として、幼稚園・保育園両機能をあわせ持つ総合施設「認定こども園」の整備が急がれている。

<ら行>

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 青梅市 編集 青梅市子ども家庭部

住 所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

T E L 0428-22-1111 F A X 0428-22-3508

